

平成25年度 年金制度のポイント

厚生労働省

年金局

はじめに

「年金」というと、皆さまはどのようなイメージをお持ちでしょうか。安心の老後を迎るために必要な不可欠なもの、一方で制度が複雑で分かりにくいものとさまざまな印象をお持ちなのではないでしょうか。

年金制度とは、高齢期に達するなど要件を満たした方に対して、定期的に一定の金額を給付する仕組みのことです。制度の性格により、国民に加入義務があり、国が運営する公的年金と、個人や企業の選択で加入する私的年金に分かれます。また、公的年金には、給付の要件によって、老後の生活を支える老齢年金、病気やけがで障害の状態にある方の所得を保障する障害年金、生計者が死亡した時に家族に支払われる遺族年金があります。

日本の年金制度の中核である公的年金制度は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合ってお互いを支え合う社会保険の仕組みです。その財源は、被保険者の皆さまからいただく保険料と国庫負担（税金）で成り立っています。また、保険料による積立金を運用し、その収益も年金の財源に充てています。

このパンフレットは、公的年金制度を中心に、年金制度のポイントを解説したものです。

第1章から第5章までは、公的年金制度の仕組みについて解説しています。

第1章では、公的年金の意義と役割について解説しています。

第2章では、公的年金の制度体系や、給付額の目安、公的年金制度の財政の仕組みについて解説しています。

第3章及び第4章では、公的年金制度の対象者（適用・資格要件）、被保険者が納付する保険料の水準や免除要件、年金の支給要件・給付額等について、解説しています。

第5章では、年金積立金の運用について解説しています。

第6章では、海外に赴任する方が、自国と赴任先で二重に保険料を負担する必要がないよう、諸外国との間で締結している社会保障協定について、また年金制度の国際比較について解説しています。

第7章では、私的年金の一例として、公的年金に上乗せして年金給付を受けることのできる企業年金などの仕組みについて解説しています。

第8章では、社会保障・税一体改革に関連して平成24年に成立した年金制度に関する4つの法律について解説しております。

さらに、参考資料として、公的年金制度における直近の財政検証の結果や公的年金制度の運営業務を担当する日本年金機構の概要を掲載しています。

皆さんには、年金制度に興味をお持ちいただき、理解を深めていただければ幸いです。

厚生労働省 年金局

目次

第1章 公的年金の意義と役割	
1 少子高齢化の進行と年金の役割	6
2 公的年金の基本的な考え方	9
第2章 公的年金制度の概要	
1 公的年金の制度体系	11
2 公的年金の給付金額	14
3 公的年金の財政	15
第3章 公的年金の適用と保険料	
1 公的年金の加入者	16
2 公的年金の保険料	17
3 国民年金の保険料免除	19
4 国民年金保険料の後納制度	20
5 育休期間中の厚生年金保険料の免除等	21
第4章 年金の支給要件と年金額	
1 老齢基礎年金・老齢厚生年金	23
2 障害基礎年金・障害厚生年金	27
3 遺族基礎年金・遺族厚生年金	29
4 国民年金・厚生年金におけるその他の給付	31
第5章 年金積立金の運用	
1 年金積立金の意義	32
2 運用の仕組みなど	33

第6章　社会保障協定

1	社会保障協定の意義	36
2	二重負担の防止	36
3	加入期間の通算	36
4	社会保障協定の締結等の状況	37
5	年金制度の国際比較	38

第7章　企業年金制度等

1	企業年金等の意義	39
2	確定給付型と確定拠出型	39
3	厚生年金基金の現状	40
4	確定給付企業年金の現状	42
5	確定拠出年金の現状	44
6	国民年金基金の現状	46

第8章　平成24年度の年金制度の改正点

1	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 (国民年金法等一部改正法)	48
2	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法)	51
3	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(被用者年金一元化法)	54
4	年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (年金生活者支援給付金法)	55

参考資料（平成 21 年財政検証結果）

1	平成 16 年年金制度改革における給付と負担の見直し	58
2	財政検証の諸前提	59
3	厚生年金の財政見通し	60
4	国民年金の財政見通し	61
5	給付水準の将来見通し	62
6	年金額及び所得代替率の見通し（標準世帯）	62

参考資料（日本年金機構）

1	日本年金機構の設立（社会保険庁改革等の経緯）	63
2	日本年金機構の中期目標及び中期計画	63
3	日本年金機構におけるお客様サービスの基本方針	66

第1章 公的年金の意義と役割

1 少子高齢化の進行と年金の役割

誰でも、年を取れば、個人差はあっても、若い頃のように働きなくなり、収入を得る能力が低下するリスクがあります。

公的年金の大きな役割は、こうした老後の生活を保障することです。

日本の平均寿命の長さは世界でもトップの水準にあり、人口全体の高齢化が進む一方、

生まれてくる子どもの数は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

また、総務省の「平成23年人口推計年報」による平成23年10月1日現在の人口は1億2,780万人で、平成22年10月1日現在の人口と比べて26万人の減少となっており、人口減少局面を迎えてます。

〈図表1-1〉65歳以上人口割合等の推移と見通し

	65歳以上人口／全人口	65歳以上人口／20歳以上65歳未満人口
昭和35（1960）年	5.7%	10.6%（9.5人で1人）
昭和45（1970）年	7.1%	11.7%（8.5人で1人）
昭和55（1980）年	9.1%	15.1%（6.6人で1人）
平成2（1990）年	12.0%	19.6%（5.1人で1人）
平成7（1995）年	14.5%	23.2%（4.3人で1人）
平成12（2000）年	17.3%	27.9%（3.6人で1人）
平成17（2005）年	20.1%	33.1%（3.0人で1人）
平成22（2010）年	23.0%	39.0%（2.6人で1人）
平成42（2030）年	31.6%	58.7%（1.7人で1人）
平成67（2055）年	39.4%	83.0%（1.2人で1人）

（資料）総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

<図表1-2> 平均寿命の推移（単位：年）

	平均寿命	
	男	女
昭和35（1960）年	65.32	70.19
昭和45（1970）年	69.31	74.66
昭和55（1980）年	73.35	78.76
平成2（1990）年	75.92	81.90
平成7（1995）年	76.38	82.85
平成12（2000）年	77.72	84.60
平成17（2005）年	78.56	85.52
平成22（2010）年	79.55	86.30
平成23（2011）年	79.44	85.90

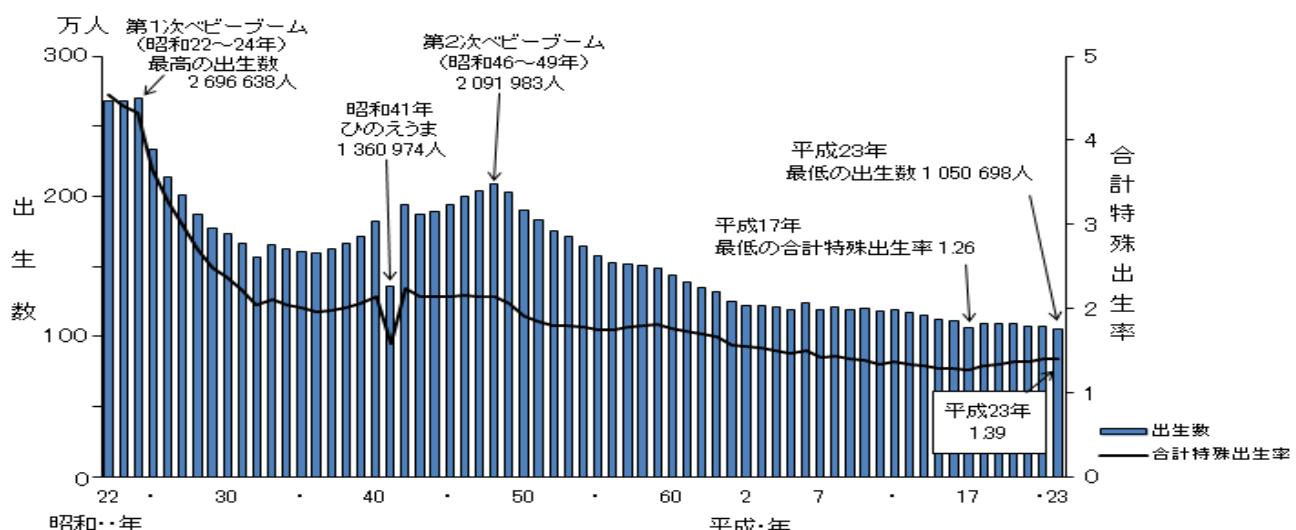
（資料）厚生労働省統計情報部「平成23年簡易生命表」

<図表1-3> 平均寿命の国際比較（単位：年）

国	作成基礎期間	平均寿命	
		男	女
日本	2011	79.44	85.90
アメリカ	2010	76.2	81.1
イスラエル	2010	79.7	83.4
韓国	2010	77.2	84.1
フランス	2011	78.2	84.8
アイスランド	2011	79.9	83.6
イタリア	2011	79.4	84.5
ノルウェー	2011	79.00	83.45
スウェーデン	2011	79.81	83.70
スイス	2010	80.2	84.6
オーストラリア	2008-2010	79.5	84.0

（資料）厚生労働省統計情報部「平成23年簡易生命表」

<図表1-4> 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



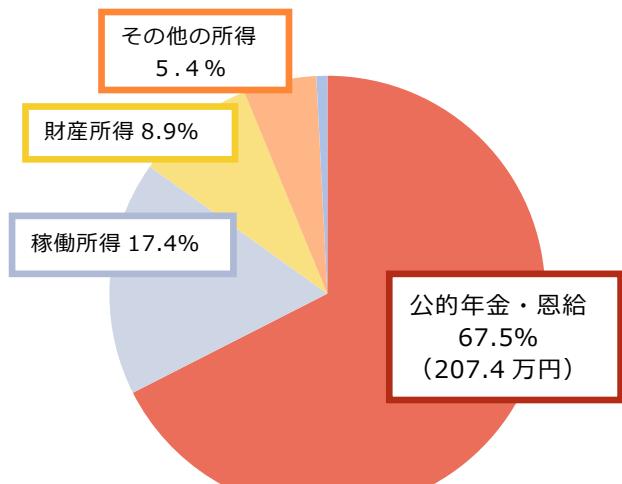
（資料）厚生労働省統計情報部「平成23年人口動態統計月報年計」

長寿化による国民の老後期間の伸張に加えて、産業構造の変化（工業化等）、都市化、家族（世帯）の在り方の変化、国民意識の変化などに伴い、子どもからの援助などの私的扶養だけに頼って老後生活を送ることが困難になっています。

こうした中で、公的年金は高齢者世帯の所得の約7割を占め、今や老後の生活の柱として定着し、不可欠な役割を果たしています。

〈図表1－5〉年金は高齢者世帯の収入の約7割

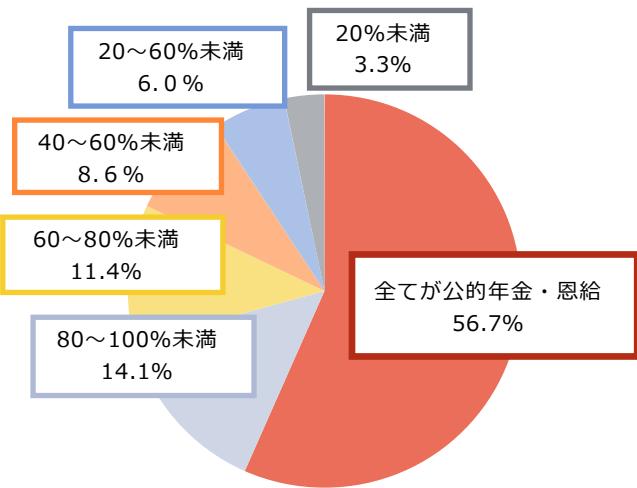
高齢者世帯の平均所得に占める割合



平成23年国民生活基礎調査（厚生労働省）

〈図表1－6〉約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

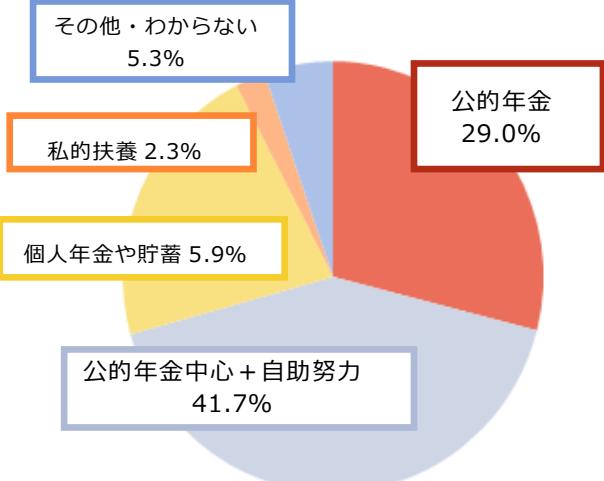
公的年金・恩給が総所得に占める割合



平成23年国民生活基礎調査（厚生労働省）

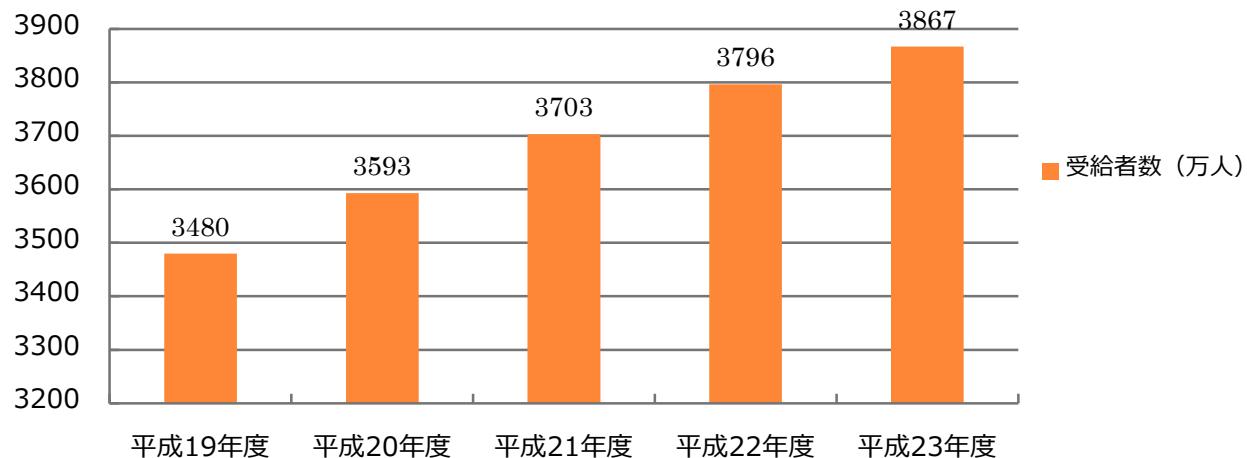
〈図表1－7〉高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割

高齢期の生活設計



社会保険事業の概況（社会保険庁）

〈図表1—8〉公的年金受給者数の推移



2 公的年金の基本的な考え方

(1) 世代間扶養の仕組み

公的年金は、個人が納めた保険料を積み立ててその運用益とともに個人に返す仕組み（積立方式）ではなく、現役世代の納める保険料によって高齢者の年金給付を賄う「世代と世代の支え合い」、すなわち「世代間扶養」の仕組み（賦課方式）によって成り立っています。

世代間扶養の仕組みをとっているため、

- ・賃金や物価に応じて給付額を調整
- ・受給権者が亡くなるまで年金を支給
- ・万一の場合の障害・遺族年金も支給

(2) 世代間の給付と負担の関係

公的年金について「払った分が戻ってこないのだから、損するだけ」という声が聞かれています。

公的年金が世代間扶養の仕組みであることからすれば、給付と負担の関係だけで世代間の公平・不公平を論じることは適当ではないことに留意する必要があります。

など可能になっています。

(3) 公的年金のメリット

世代間扶養の仕組みによる公的年金には、さらに公的な制度であるからこそ、私的年金にはないメリットがあります。

- ・給付費などの一部が国庫負担（税金）でまかなわれていること
- ・支払った保険料は税制上、所得から全額控除されること（社会保険料控除）

私的年金や貯蓄は、公的年金を補完して、老後の多様なニーズを満たすものととらえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の生活資金を確保していくのが望ましいものと考えられます。

公的年金制度の給付と負担は、本来、損得で論ずる問題ではありませんが、あえて計算したとしても、「払い損」にはなっていません。

〈図表1－9〉世代ごとの給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

生まれ年	1940年	1950年	1960年	1970年	2000年
保険料	900万円	1,200万円	1,800万円	2,400万円	4,200万円
年金給付	4,400万円	4,200万円	5,000万円	5,900万円	9,700万円
比率	5.1倍	3.4倍	2.8倍	2.5倍	2.3倍

【国民年金(基礎年金)】

生まれ年	1940年	1950年	1960年	1970年	2000年
保険料	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,700万円
年金給付	1,400万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	2,500万円
比率	4.5倍	2.7倍	1.9倍	1.6倍	1.5倍

- 注 1 保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定しています。
2 65歳から60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで年金を受給するものと仮定しています。
3 保険料及び年金給付は、各世代が65歳となった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したものです。(経済前提(2016年～); 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%)
4 【厚生年金(基礎年金を含む)】については、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯における給付と負担(本人負担分)を推計したものです。

第2章 公的年金制度の概要

1 公的年金の制度体系

(1) 国民皆年金

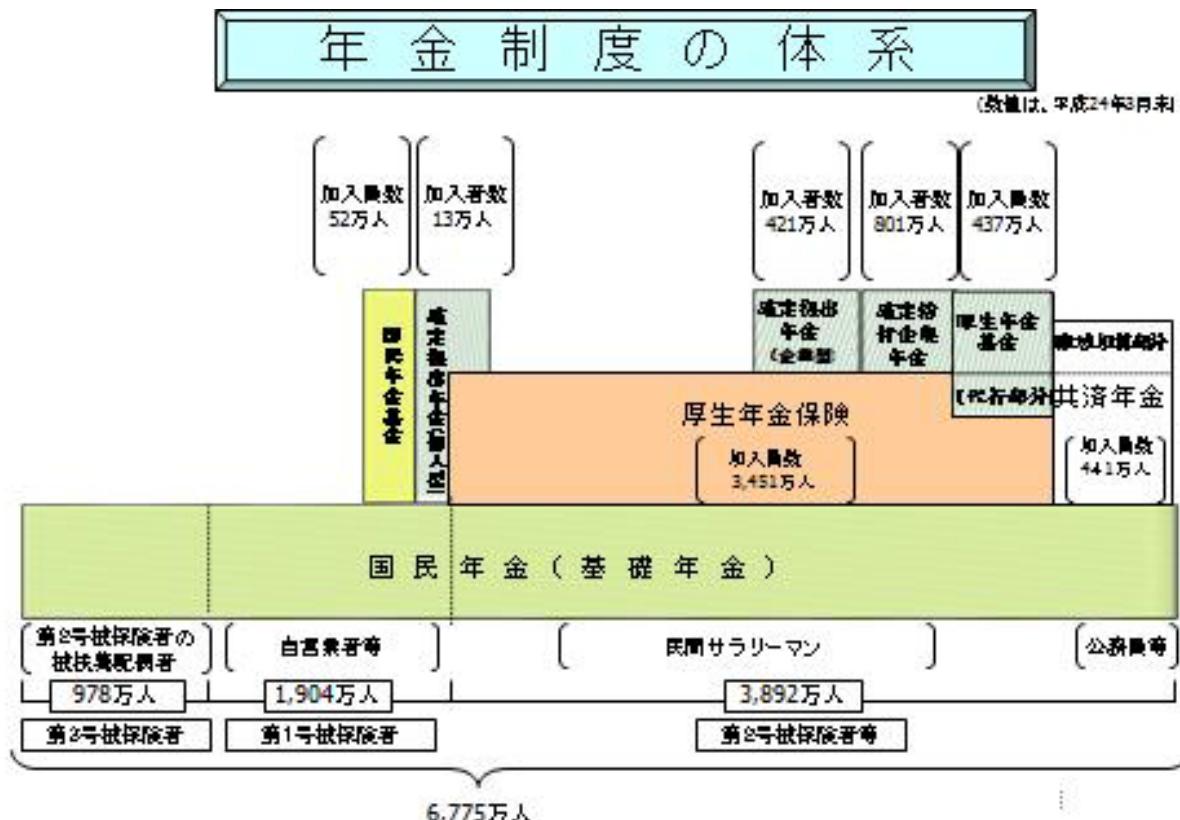
公的年金の特色の一つは、全ての国民が職業や所得などにかかわらず、公的年金の対象となる「国民皆年金」の制度を探っていることです。このような制度は、昭和36年に国民年金制度の適用が始まったことにより整備されました。

その後、昭和61年の制度改正により、国民年金を全国民共通の基礎年金とする制度が導入されました。

この結果、現在では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の基礎年金の支給を受けます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じた報酬比例年金を受けることになります（平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統合されます）。

(2) 「2階建て」の制度体系

<図表2-1>



*第2号被保険者等は、被保険者年金性保険者ことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で者又は過疎を主たる年金給付の権利者を有する者を含む）
※共済年金は、平成27年10月以後、厚生年金保険に統一されます。

<図表2-2>公的年金制度一覧

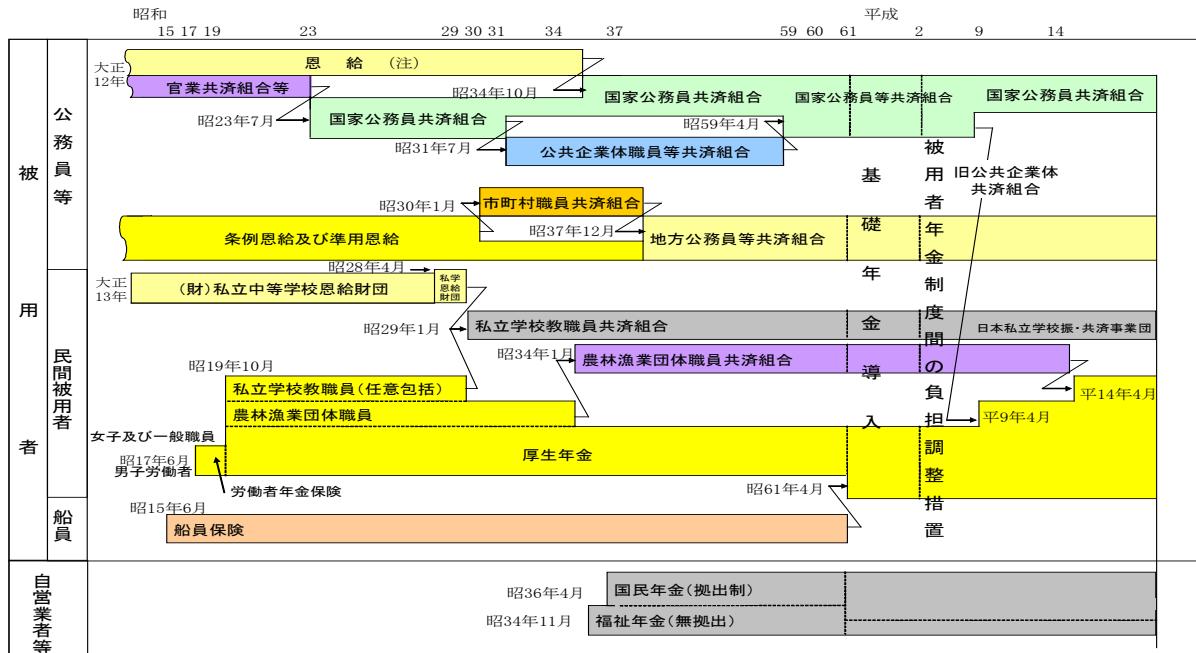
公的年金制度一覧									
○国民年金制度		(平成23年度末(平成24年3月末)現在)							
区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金平均年金月額 (縦上げ・縦下げ除く)	実質的な支出総費用額	積立金	積立比率	保険料 (平成24年9月)	老齢基礎年金支給開始年齢
第1号被保険者	1,904			万円	死円	死円	死円	円	
第2号被保険者	3,790	2,864	2.33	5.8	3.4	7.7	[7.9]	5.2 [5.2]	14,980
第3号被保険者	978				—	—	—	—	65歳
合計	6,673								
(参考) 公的年金加入者合計	6,775								

(注) 1. 上記には、老齢福祉年金(受給者数0.3万人)を含まない。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、縦上げ・縦下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金額である。なお、縦上げ・縦下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.5万円である。
 5. 美質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの支入を控除し基礎年金勘定への積入を加えた額である。
 6. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度		(平成23年度末(平成24年3月末)現在)							
区分	適用者数	老齢(退職)年金受給権者数 (厚生年金保険・公務員共済組合)	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金平均年金月額 (厚生年金保険・公務員共済組合)	実質的な支出総費用額	積立金	積立比率	保険料率 (平成24年9月)	老齢(退職)年金支給開始年齢 (平成24年9月)
厚生年金保険	3,451	1,484	2.33	16.1	37.7	108.5 [111.5]	3.9 [3.9]	16.766	報酬比例部分
国家公務員共済組合	106	70	1.52	21.4	2.1	7.9 [7.9]	5.8 [5.7]	16.216	一般男子・女子 60歳
地方公務員共済組合	286	194	1.47	22.1	5.8	37.7 [36.4]	9.7 [9.3]	16.216	坑内員・船員 59歳
私立学校教職員共済	49	12	4.09	20.9	0.5	3.4 [3.4]	8.7 [8.6]	13.292	定額部分
合計	3,892	1,760	2.21	16.9	46.1	157.6 [159.2]	4.7 [4.7]		一般男子・共済女子 64歳

(注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に算定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含むものである。ただし、縦上げ・縦下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除了した額に基礎年金拠出金を加えた額である。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、17.192%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

<図表2-3>公的年金制度の沿革



(注)明治8年に海軍退職令、同9年に陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

<図表2-4>主な年金制度改正の経緯

制度の創成	昭和17（1942）年	労働者年金保険法の発足
	昭和19（1944）年	厚生年金保険法に改称
	昭和29（1954）年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36（1961）年	国民年金法の全面施行（国民皆年金）
制度の充実	昭和40（1965）年	1万円年金
	昭和44（1969）年	2万円年金
	昭和48（1973）年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
	昭和61（1986）年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
高齢化への対応	平成 2（1990）年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6（1994）年	厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等
	平成 9（1997）年	三共済（JR共済・JT共済・NTT共済）を厚生年金に統合
	平成12（2000）年	厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し（賃金スライドから物価スライドへ）、厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ等
	平成14（2002）年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16（2004）年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ、有限均衡方式
	平成21（2009）年	基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24（2012）年	社会保障・税一体改革
		基礎年金国庫負担割合2分の1の維持

2 公的年金の給付金額

<図表2-5>平成25年10月～平成26年3月 年金額一覧

[] 内は月額換算した額

		平成25年10月～平成26年3月	
【国民年金】			
老齢基礎年金		778,500	[64,875]
障害基礎年金(1級) (2級)		973,100 778,500	[81,091] [64,875]
遺族基礎年金(子1人) 基 本		1,002,500 778,500	[83,541] [64,875]
加 算		224,000	[18,666]
旧法 5年年金 10年年金 障害年金(1級) (2級) 母子年金(子1人) 基 本 母子加算		402,500 472,900 973,100 778,500 1,002,500 778,500 224,000	[33,541] [39,408] [81,091] [64,875] [83,541] [64,875] [18,666]
老齢福祉年金		398,800	[33,233]
【厚生年金】			
標準的な年金額※		2,743,100	[228,591]
旧法 障害年金 (最低保障額)		778,500	[64,875]
旧法 遺族年金 (2子・最低保障額) 基 本 寡婦加算 加 給		1,487,800 778,500 261,300 448,000	[123,983] [64,875] [21,775] [37,333]

※ 夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準。

※ 平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）」（P48）の規定に基づき、平成25年10月から平成26年3月までの年金額は1.0%の引下げとなった。

<図表2-6>近年の物価スライドの経緯

年度（平成）	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
全国消費者物価指数対前年比（%）	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.3	0.0	1.4	△1.4	△0.7	△0.3	0.0	-
スライド率（%）	0.0	0.0	0.0	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	△0.4	△0.3	0.0

← 物価スライド特例措置

(※)特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基と

なる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるという仕組みで改定されます。

- 平成25年度現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている（特例水準の年金額）。この特例水準を平成25年10月から27年にかけて解消することになっています。

3 公的年金の財政

公的年金の財源は、保険料のほかに積立金の運用収入と国庫負担（税財源）があり、これらによって年金給付などの支出を賄っています。

特に、全国民共通の基礎年金については、毎年度の給付費を国民年金・厚生年金・共済年金の各制度が加入者数に応じて公平に負担する拠出金と国庫負担によって賄う仕組みとなっています。

このような公的年金の財政については、平成16年の年金制度改革までは、少なくとも5年に一度行われる**財政再計算**によって、長期的な収支を見通した上でその均衡を図り、必要な給付と負担の見直しを行ってきました。

平成16年の年金制度改革では、このような従来の財政運営方法をやめて、まず将来の保険料水準の上限を設定し、基礎年金に対する国庫負担の引き上げと合わせて、その収入の範囲内で給付水準を調整し、一定期間（おおむね100年間）において財政の均衡を図ることになりました。

この新たな仕組みの下では、従来の財政再計算に代わり、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて財政状況を検証し、「財政の現況および見通し」を作成することとされています（**財政検証**）。

<図表2－7>公的年金全体の資金の流れ

公的年金全体の資金の流れ

國 民

○公的年金加入者数(平成23年度末)

6,775万人

国民年金第1号被保険者 1,904万人
国民年金第2号被保険者等 3,892万人
国民年金第3号被保険者 978万人

※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者をいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

○受給権者数(平成23年度末)

3,867万人(総人口の約3割)

※平成24年4月1日現在の総人口(総務省統計局人口推計)に対する割合である。

・基礎年金(40年加入)	月額 65,541円
・厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額)	月額230,940円

(平成24年度)

○高齢者世帯の所得の約7割は公的年金

高齢者世帯の所得(307.2万円)に占める
公的年金・恩給の割合 67.5%(207.4万円)

(平成23年国民生活基礎調査)

保 険 料

32.4兆円
(国民所得の約9%)

(平成24年度)

国民年金保険料 : 14,980円(24.4~)
<最終> 16,900円(29.4~、16年度価格)

厚生年金保険料率: 16.412%(23.9~)
<最終> 18.3%(29.9~)

年 金 給 付

52.2兆円
(公的年金の給付費)

(平成24年度)

cf. 国の一般歳出
(平成24年度当初予算)
51.2兆円

※一般歳出
= 基礎的財政収支対象経費
- 地方交付税交付金等
- 東日本大震災
復興特別会計(仮称)繰入

年 金 制 度

國 民 年 金
厚 生 年 金
共 済 年 金

厚生年金、国民年金の
年金積立金資産額
(平成23年度末)
119.4兆円(時価ベース)

国 等

年 金 へ の 国 庫 等 負 担
(平成24年度)
11.7兆円

第3章 公的年金の適用と保険料

1 公的年金の加入者

厚生年金の適用事業所に雇用されている70歳未満の人は厚生年金の被保険者となります。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校教職員は、共済組合の組合員等となります。これらの被用者（雇われている人）は、原則として、厚生年金または共済年金（被用者年金）に加入すると同時に、国民年金の被保険者（第2号被保険者）となります。

被用者年金加入者の配偶者であって、主として被用者年金加入者の収入により生計を維持する20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者（第3号被保険者）となります。

これら以外（自営業者、農林漁業者など）で、20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金の被保険者（第1号被保険者）となります。

職業等	加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生等（20歳以上60歳未満で下記以外の人）	国民年金 【第1号被保険者】	15,040円（月額）※毎年度280円（*1）ずつ引き上げられ、最終的に16,900円（*1）で固定。
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人（会社員等）	国民年金 【第2号被保険者】 * 2
	公務員 私立学校教職員	厚生年金 公務員共済 月収の 16.570% * 3 私学共済 月収の 13.646% * 3 (労使折半)
専業主婦等（被用者の配偶者であって主として被用者の収入により生計を維持する人）	国民年金 【第3号被保険者】	保険料負担の必要はない。（配偶者が所属する被用者年金制度（厚生年金または共済年金）が負担）

*1 平成16年度の賃金水準を基準として価格表示しています。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。

*2 65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する人は、国民年金の第2号被保険者となりません。

*3 毎年9月に0.354%ずつ段階的に引き上げ、最終的に18.3%で固定

2 公的年金の保険料

国民年金の被保険者（第1号被保険者）は、国民年金に毎月一定額(平成25年度は15,040円)の保険料を納めます。

厚生年金の被保険者は、毎月受け取る給与や賞与に基づいて、定められた保険料率(平成25年9月～26年8月は17.120%)を乗じた額を労使で折半負担します。厚生年金の保険料は、事業主が納付義務を負っており、事業主は従業員に支払う給与等から被保険者本人負担分を源泉控除して保険料を納めます。

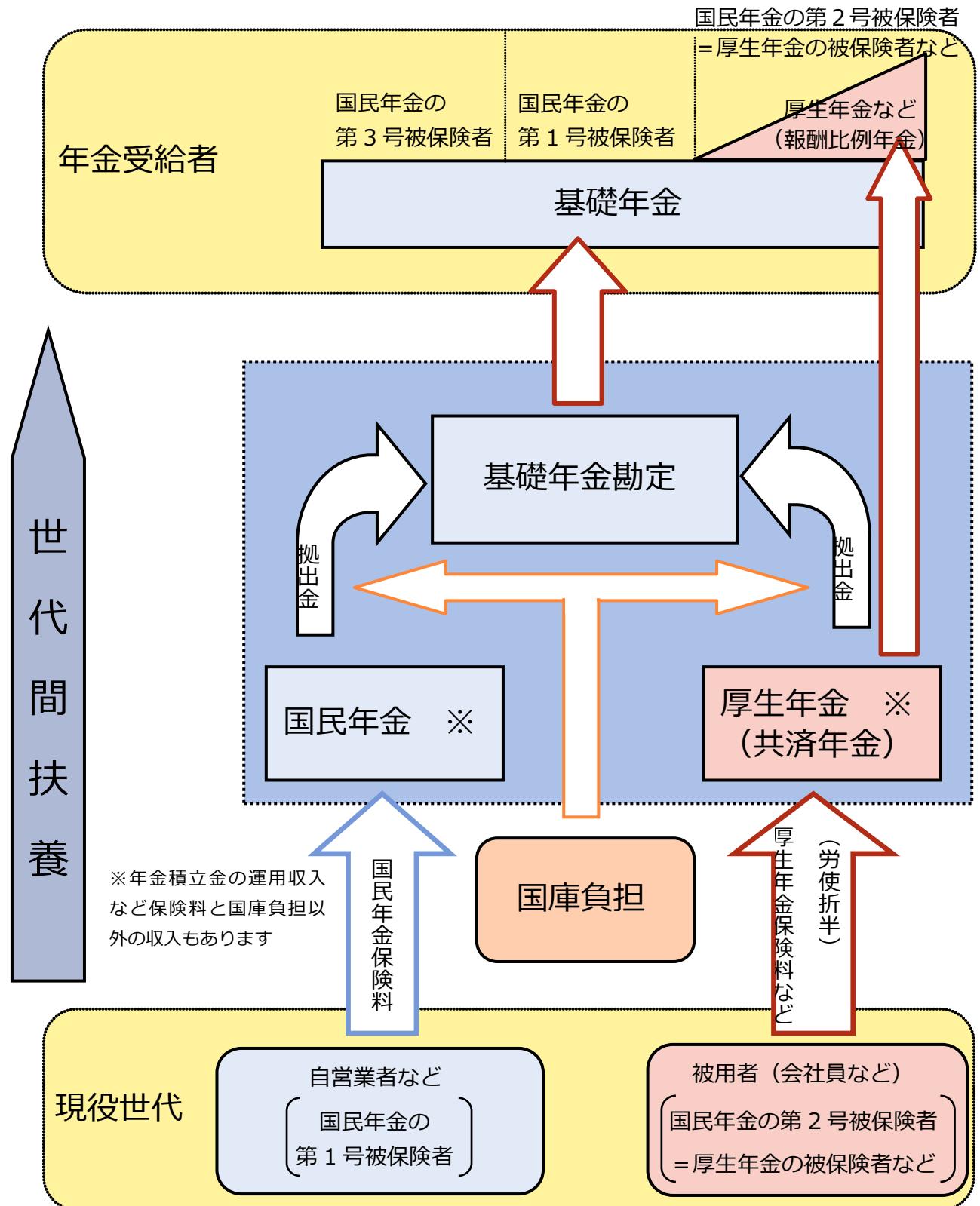
国民年金・厚生年金の保険料については、

平成16年の年金改正により、毎年段階的に引き上げられた後、平成29年度に上限（国民年金保険料額：16,900円(※) 厚生年金保険料率：18.3%）に達して、以後は固定されることになっています。

国民年金の第3号被保険者は、自ら保険料を納めません。その配偶者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものという認識に立っており、第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、配偶者が加入する制度からの拠出金で賄われます。

(※)平成16年度の賃金水準を基準とした価格表示

<図表3－1>費用負担の仕組み



3 国民年金の保険料免除

国民年金の第1号被保険者の中には、さまざまな方々が含まれています。その中には、失業して所得のない方など、経済的な理由により一時的に保険料を納められない場合もあると考えられることから、国民年金では保険料免除などのきめ細かい仕組みを設けています（10年以内であれば追納が可能）。

保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続をとることにより、保険料の全額・4分の3・2分の1または4分の1の納付が免除されます。

申請により保険料免除を受けると保険料の支払いは減額されますが、受け取れる老齢基礎年金額も減額になります。免除率と年金額の計算は次の通りです。

<平成21年3月以前の期間>

全額免除 = 3分の1、4分の3免除 = 2分の1、半額免除 = 3分の2、4分の1免除 = 6分の5

<平成21年4月以降の期間>

全額免除 = 2分の1、4分の3免除 = 8分の5、半額免除 = 4分の3、4分の1免除 = 8分の7

※免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

● 免除の対象となる所得の目安（平成25年度）

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

保険料の法定免除

次のような事由に該当する方は、届け出れば保険料が免除されます。

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている人
- ③ ハンセン病療養所等に入所している人

保険料の法定免除該当期間は、老齢基礎年金額の計算上、全額免除期間と同様に計算されます。また、免除された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。

さらに、学生には、「学生納付特例制度」が、30歳未満の第1号被保険者には、「若年者納付猶予制度」があります。いずれの納付猶予制度も、猶予期間は年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。

学生納付特例制度

家族の所得にかかわらず、学生〔学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および学校教育法に規定する各種学校その他の教育施設であって専修学校に準ずるものに在学する方〕本人の所得が一定以下（※）の場合に、在学中の保険料納付が猶予されます。猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

- ※ 平成25年度の所得基準（申請者本人のみ）
118万円 + 扶養家族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等
家族の方の所得の多寡は問いません。

若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定以下（※）の場合に、保険料の納付が猶予されます（平成37年6月までの措置）。
猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

- ※ 平成25年度の所得基準（申請者本人と配偶者）
(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

4 国民年金保険料の後納制度

国民年金の保険料は、毎月納めることが原則ですが、保険料の未納期間について、過去2年分は、遡って納付することができます。しかし、2年を超える部分については、本人が希望しても、保険料を後から納めることはできません。

近年、低年金・無年金者の存在が課題となっており、平成23年度の制度改正によって、平成24年10月から3年間に限って、国民年金保険料を過去10年に遡って後納することが可能になりました。

後納制度

- ・対象保険料 : 2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料
(強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象)
- ・対象者 : 過去に未納期間のある人(受給権者を除く)
- ・対象期間 : 過去10年以内の未納期間
- ・保険料額 : 当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額
- ・実施期間 : 平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間

5 育休期間中の厚生年金保険料の免除等

次世代育成支援の観点から、育児休業を取得した被保険者に対して、厚生年金保険法上の特例措置を設けています。また、平成26年4月から、産休期間中についても、同様の措置が設けられます（詳細はP53）。

具体的な内容

1. 育児休業等期間中の保険料免除

子どもが3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除されます。その期間については、保険料拠出を行った期間として、年金額が計算されます。

2. 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定の特例

育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日後の3ヵ月間の報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します。

3. 3歳未満の子の養育期間における従前標準報酬月額みなし措置

3歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額が、子を養育する前の標準報酬月額を下回る場合には、以前の標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、年金額が計算されます。

参考：厚生年金の標準報酬月額・保険料月額表

厚生年金の保険料は、原則として毎年4～6月の報酬を基礎として厚生労働大臣が決定した標準報酬月額を、その年の9月～翌年8月まで用いて計算します。

<図表3－1>

(単位：円)

標準報酬 月額等級	標準報酬 月額	報酬月額			保険料（月額）	
					H25.9～H26.8 (17.120%)	
					保険料額	自己負担額 (労使折半)
1	98,000	円以上	～	円未満	16777.60	8388.80
2	104,000	101,000	～	107,000	17804.80	8902.40
3	110,000	107,000	～	114,000	18832.00	9416.00
4	118,000	114,000	～	122,000	20201.60	10100.80
5	126,000	122,000	～	130,000	21571.20	10785.60
6	134,000	130,000	～	138,000	22940.80	11470.40
7	142,000	138,000	～	146,000	24310.40	12155.20
8	150,000	146,000	～	155,000	25680.00	12840.00
9	160,000	155,000	～	165,000	27392.00	13696.00
10	170,000	165,000	～	175,000	29104.00	14552.00
11	180,000	175,000	～	185,000	30816.00	15408.00
12	190,000	185,000	～	195,000	32528.00	16264.00
13	200,000	195,000	～	210,000	34240.00	17120.00
14	220,000	210,000	～	230,000	37664.00	18832.00
15	240,000	230,000	～	250,000	41088.00	20544.00
16	260,000	250,000	～	270,000	44512.00	22256.00
17	280,000	270,000	～	290,000	47936.00	23968.00
18	300,000	290,000	～	310,000	51360.00	25680.00
19	320,000	310,000	～	330,000	54784.00	27392.00
20	340,000	330,000	～	350,000	58208.00	29104.00
21	360,000	350,000	～	370,000	61632.00	30816.00
22	380,000	370,000	～	395,000	65056.00	32528.00
23	410,000	395,000	～	425,000	70192.00	35096.00
24	440,000	425,000	～	455,000	75328.00	37664.00
25	470,000	455,000	～	485,000	80464.00	40232.00
26	500,000	485,000	～	515,000	85600.00	42800.00
27	530,000	515,000	～	545,000	90736.00	45368.00
28	560,000	545,000	～	575,000	95872.00	47936.00
29	590,000	575,000	～	605,000	101008.00	50504.00
30	620,000	605,000	～		106144.00	53072.00

(注) 坑内員・船員の保険料率は17.192% また、賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額、1ヶ月当たり150万円が上限）に、保険料率を乗じた額となります。

第4章 年金の支給要件と年金額

1 老齢基礎年金・老齢厚生年金 (高齢になった場合に受け取れる年金)

老齢基礎年金			
支給要件	<p>①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上あること。 (ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります) ※消費税が引き上げられる平成27年10月から、年金の受給資格期間が、現在の25年から10年に短縮されます (詳細はP51)。</p> <p>②支給開始年齢 65歳。(ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます)</p>		
年金額(平成25年10月～平成26年3月)	<p style="text-align: center;">$\frac{\text{① } \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{40(加入可能年数※)} \times 12}$</p> <p>年金額 = 778,500 円 (満額) × _____</p> <p>①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数×1/3 (平成21年4月以降の期間は1/2) ③保険料3/4免除月数×1/2 (同5/8) ④保険料半額免除月数×2/3 (同3/4) ⑤保険料1/4免除月数×5/6 (同7/8)</p> <p>※加入可能年数については、大正15年4月2日から昭和2年4月1日まで生まれた人については、25年に、以降昭和16年4月1日生まれの人まで生年月日に応じて26年から39年に短縮されています。</p> <p>●繰上げ請求及び繰下げ請求 ○昭和16年4月2日以後生まれの人 (月単位)</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">全部繰上げ $\text{減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$</td><td style="width: 50%;">繰下げ請求 $\text{増額率} = 0.7\% \times 65\text{歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数}$</td></tr></table> <p>一部繰上げ (昭和16年4月2日から昭和24年4月1日生まれ (女性は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日生まれ)) 老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上がるため、この支給開始年齢に到達する前に希望すれば一部繰上げの老齢基礎年金を受けることができます。</p>	全部繰上げ $\text{減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$	繰下げ請求 $\text{増額率} = 0.7\% \times 65\text{歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数}$
全部繰上げ $\text{減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$	繰下げ請求 $\text{増額率} = 0.7\% \times 65\text{歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数}$		

老齢厚生年金

①受給資格期間

老齢基礎年金と同じ。（老齢基礎年金の受給資格を満たしていれば、厚生年金に1ヶ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳台前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入していることが必要です）

②支給開始年齢

60歳台前半の老齢厚生年金…61歳。（平成6年及び12年改正により、段階的に引上げ（表4-1参照））

老齢厚生年金…65歳。ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。

60歳～64歳：（1）+（2）+（3）

65歳以上：（2）+（3）

（1）定額部分

（1,676円～3,143円※）×（被保険者期間の月数）×0.968

（2）報酬比例部分

[（平均標準報酬月額）×（10/1000～7.5/1000※）×（平成15年3月までの被保険者期間の月数）+
（平均標準報酬額）×（7.692/1000～5.769/1000※）×（平成15年4月以後の被保険者期間の月数）]×1.031×0.968

※単価・乗率は生年月日により異なります。

（3）加給年金（定額部分が加算される場合に限ります。）

・配偶者 224,000円 ・第1子および第2子 224,000円 ・第3子以降 各 74,600円

加給年金の支給要件は次のとおりです。

①本人の厚生年金加入期間が20年以上（40歳（女性は35歳）以後15年以上）

②配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること。

③配偶者が65歳未満で生計維持関係にあること。

④配偶者の年収が850万未満であること。

なお、子ども（18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級または2級の障害者）がいる場合、人数に応じて加算。

●年金の支給停止

○60歳～64歳

在職中は、一部または全部の支給停止が行われます。（計算は以下のとおりです。）

1 賃金（ボーナス込み月収。以下同じ。）と年金の合計額が28万円となるまで年金を全額支給。

2 賃金と年金の合計額が28万円を超えた場合、賃金が46万円になるまでは賃金が2増えれば年金を1停止。

3 賃金が46万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止。

○65歳以降（この仕組みは平成14年4月2日以後に65歳に到達する人から適用されます。）

65歳以降の年金支給額も、受給権者の在職中は、一部または全部の支給停止が行われます。（計算は以下のとおりです。）

1 賃金（ボーナス込み月収。以下同じ。）と厚生年金（報酬比例部分）との合計額が46万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給

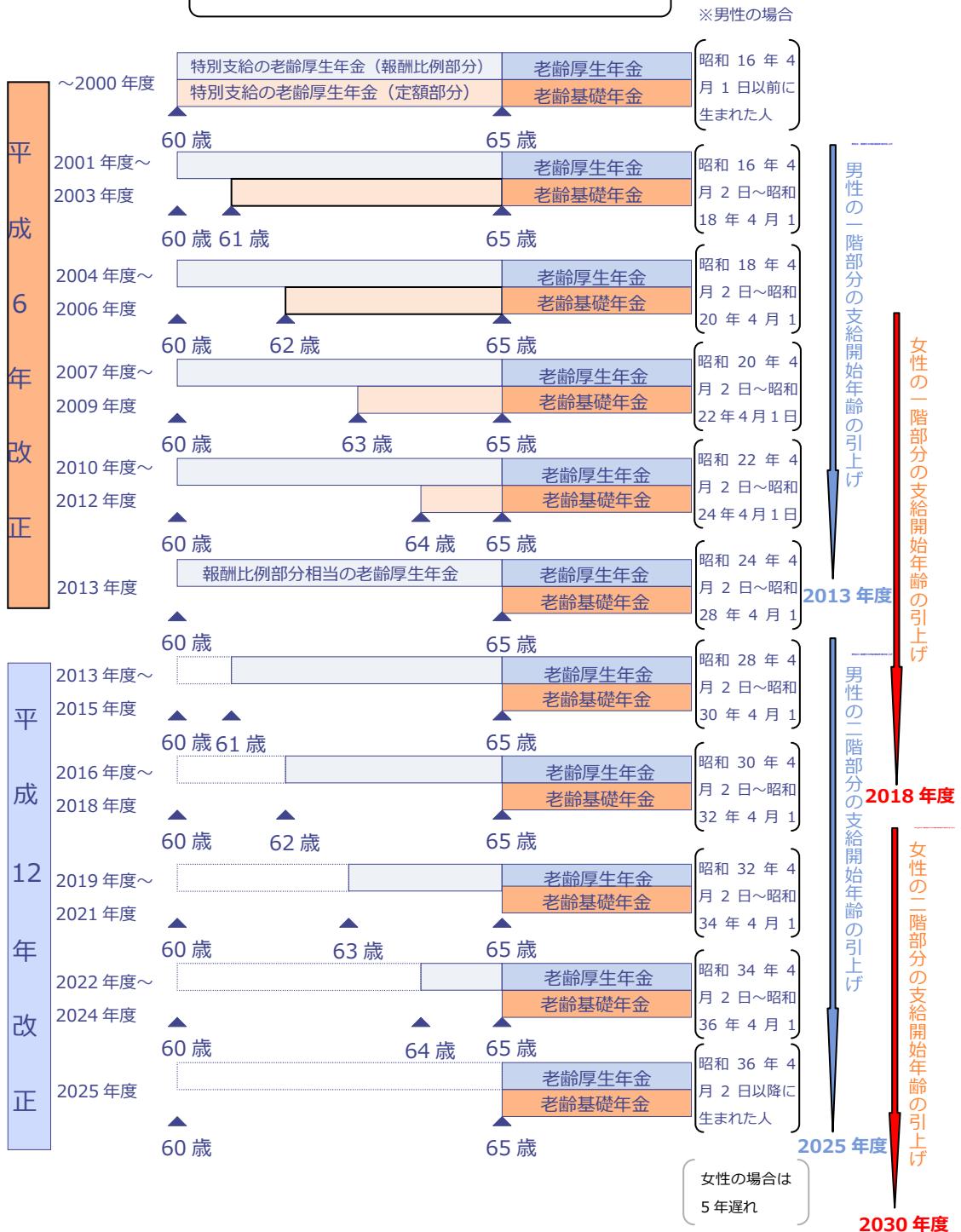
2 これを上回る場合には、賃金の増加2に対して、年金1を停止

3 なお、基礎年金は支給停止せず、全額支給

注） 平成19年4月1日から70歳以上の被用者にも適用拡大されました。ただし、70歳以上の被用者を被保険者として保険料徴収の対象とすることはありません。なお、この施行日において、70歳以上の人（昭和12年4月1日以前生まれの人）には適用されません。

図表 4-1

支給開始年齢の引上げのスケジュール



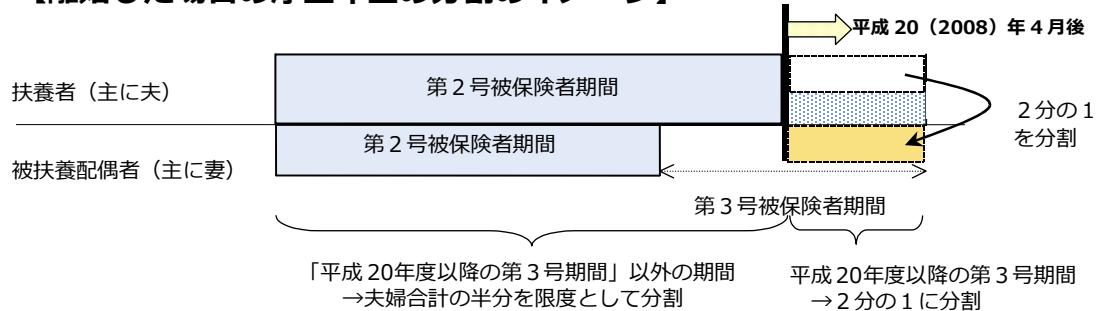
離婚時の厚生年金の分割

- 異居した場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間（第3号被保険者期間の分割の対象とならない共働き期間なども含む）についての厚生年金の分割を受けることができます。
- 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分を限度とします。
- 平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象となりますが、平成19年4月1日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

- 被扶養配偶者（第3号被保険者）のいる第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨が、法律上明記されています。
- 平成20年4月以降の第3号被保険者期間は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情にあると認める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



2 障害基礎年金・障害厚生年金 (病気やけがなどで障害が残ったときに受け取れる年金)

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	<p>①保険料納付要件</p> <p>ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。</p> <p>イ) 初診日が平成38年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと（=直近1年要件の特例）。</p> <p>②初診日において、被保険者であるかまたは被保険者であつた人であつて60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日（※）において、障害の程度が1級または2級に該当すること。 (ただし、障害認定日に1級または2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級または2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます)</p> <p>●20歳前傷病による障害基礎年金</p> <p>初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限が設けられています。</p>	<p>①保険料納付要件</p> <p>障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日において被保険者であること</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日において、障害の程度が1級～3級に該当すること。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>※ 障害認定日 初診日から1年6ヶ月経過した日。その間に治った場合は治った日。</p> </div>
年金額 (平成25年10月～平成26年3月)	<p>1級 778,500円 × 1.25 + 子の加算</p> <p>2級 778,500円 + 子の加算</p> <p>●子の加算</p> <p>第1子・第2子・・・各 224,000円</p> <p>第3子以降・・・各 74,600円</p> <p>※子とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20歳未満で1・2級の障害者 	<p>1級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968 × 1.25 + 配偶者の加算 (224,000円)</p> <p>2級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968 + 配偶者の加算 (224,000円)</p> <p>3級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968 ※最低保障額 (583,900円)</p> <p>(注) 被保険者期間が300月（=25年）に満たないときは300月（=25年）とします。</p>

＜図表4-2＞ 障害等級について

障害等級	障害の状態
1級	1級とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 ④ その他
2級	2級とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、就労ができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 ④ その他
3級 (障害厚生年金のみ)	3級とは、就労に著しい制限を受ける程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ④ その他

＜図表4-3＞ 基礎年金と厚生年金の併給

受給権者が65歳未満であるときは、同一の支給事由による年金しか同時に受給できません。しかし、受給権者が65歳以上である場合、同一支給事由である基礎年金と厚生年金の併給（例えば、障害基礎年金と障害厚生年金の併給）を原則としつつ、右の図表の組み合わせで併給することが可能です。

厚生年金 国民年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	○	○	○
遺族基礎年金	×	×	○

(注) ○は併給可能である組み合わせ。×は併給できないもの。

＜参考 特別障害給付金＞

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、平成17年4月に「特別障害者給付金制度」が創設されました。

支給の対象となるのは、以下の①または②であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある方です。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された場合に限られます。

平成25年度の支給額は、障害基礎年金1級に該当する方で月額49,500円、障害基礎年金2級に該当する方で月額39,600円です。なお、支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。また、本人の所得によっては、支給額が全額または半額、制限される場合があります。請求の窓口は住所地の市区町村役場です。

3 遺族基礎年金・遺族厚生年金 (残された遺族に支払われる年金)

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>①短期要件または長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、または被保険者であつたことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。 ④子のある妻 ⑤子 ※ 遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」から「子のある配偶者」と改正する法律が成立しました。(平成26年4月施行予定。施行日以後に母親が亡くなった父子家庭が対象) ※ 子の年齢要件 • 18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 • 20歳未満で1級または2級の障害者 </p>	<p>①短期要件または長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 ④被保険者が死亡したとき。 ⑤被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき。</p> <p>⑥1級または2級の障害厚生年金受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の④・⑤の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給されます。 ④遺族基礎年金の対象となる遺族 ⑤子のない妻 ⑥55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給) ⑦孫(遺族基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり) ※ 平成19年4月以降、夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻等に対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付となりました。 </p>
年金額 (平成25年10月～平成26年3月)	778,500円 + 子の加算 <ul style="list-style-type: none"> ● 子の加算 第1子、第2子・・・各 224,000円 第3子以降・・・各 74,600円 	$[(\text{平均標準報酬月額}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \times \text{※}) \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬額}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \times \text{※}) \times (\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.968 \times 3/4$ <p>※乗率は生年月日により異なります。</p> <p>(注) 被保険者期間が300月 (=25年) に満たないときは300月(25年)とします。</p>

＜図表4－4＞65歳以上の方で、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受ける場合の併給方法

老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利を有する65歳以上の方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高いほうの年金額を受け取ることになります。

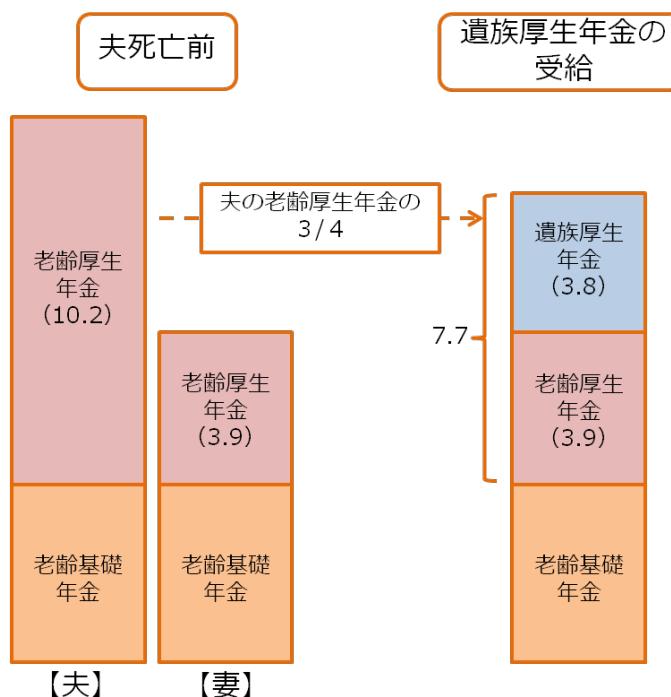
(1)「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の4分の3」

(2)「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の2分の1」と「本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く）の額の2分の1」を合計した額

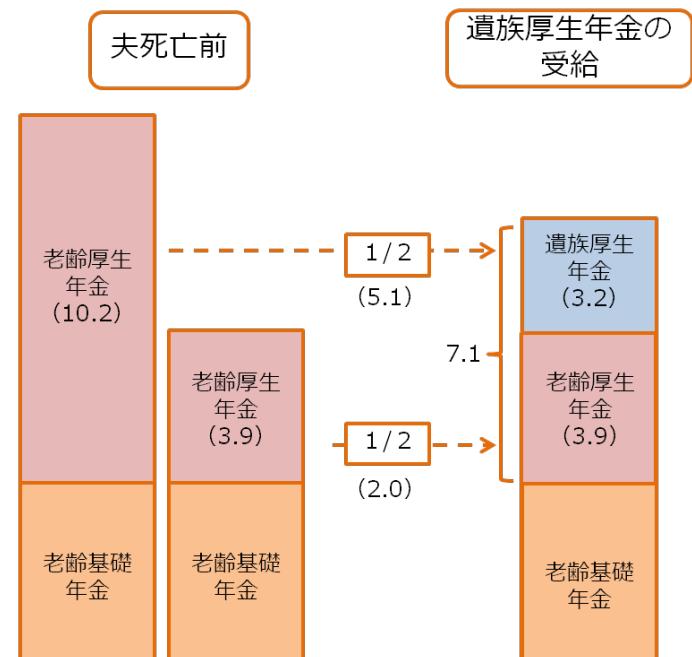
実際に年金を受け取る際には、上記の計算方法で決まった年金額と本人の老齢厚生年金の満額との差額が遺族厚生年金として支給されます。

【併給のイメージ図：妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】

(1) の計算方法



(2) の計算方法



この場合、(1)の計算では、年金額7.7万円、(2)の計算では、年金額7.1万円となり、(1)の方法で併給することになります。

◆中高齢の寡婦加算額について

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、589,900円（年額）が加算されます。これを、中高齢の寡婦加算額といいます。

○夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻

○遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

4 国民年金・厚生年金におけるその他の給付

公的年金制度の給付には、ほかにも以下のようなものがあります。

【国民年金におけるその他の給付】

寡婦年金	付加年金
寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。	付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。 保険料額は、月額400円で、受給額（年額）は、200円×付加保険料納付月数で計算されます。
死亡一時金	脱退一時金
死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して36月以上の人人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給されます。	脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して6月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。

【厚生年金におけるその他の給付】

障害手当金	脱退一時金
障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に治った場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。	脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。

＜図表4－5＞脱退一時金の額について

対象月数	国民年金 (平成25年度)	厚生年金
6カ月以上12カ月未満	45,120円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12カ月以上18カ月未満	90,240円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18カ月以上24カ月未満	135,360円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24カ月以上30カ月未満	180,480円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30カ月以上36カ月未満	225,600円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36カ月以上	270,720円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

※保険料率は、最終月（厚生年金保険の被保険者期間の最終の月）によって、次のように規定されています。

- 最終月 1月～8月 前々年の10月の保険料率
- 最終月 9月～12月 前年の10月の保険料率

第5章 年金積立金の運用

1 年金積立金の意義

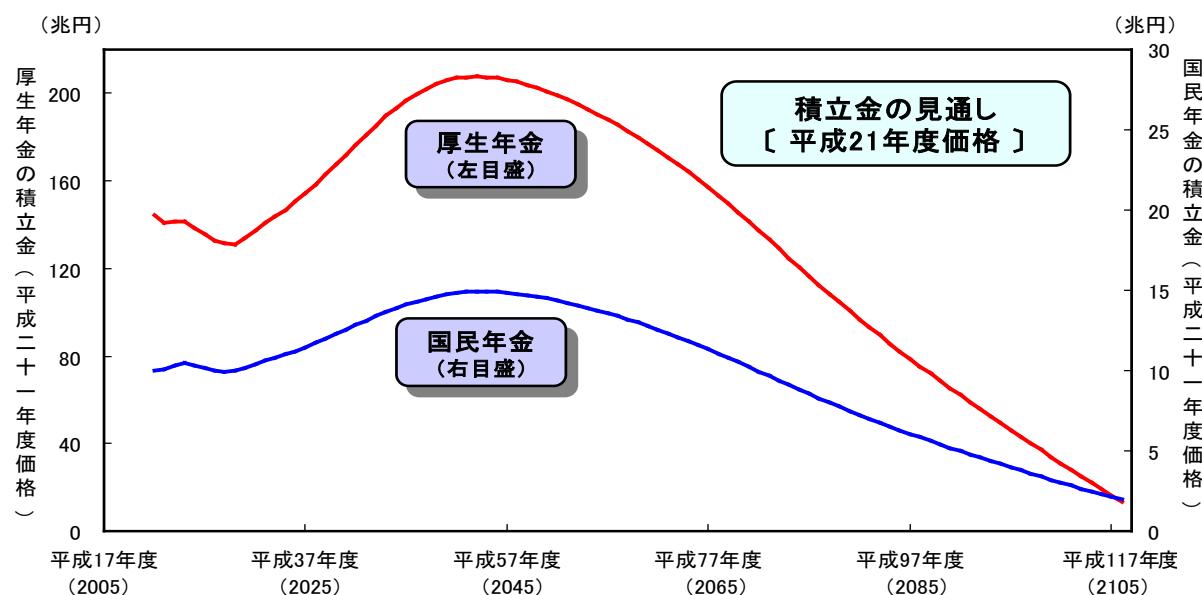
公的年金の財政運営は基本的に賦課方式(世代間の支え合い)の考え方に基づいて行われていますが、積立金を保有してその運用収益を活用することなどにより、保険料水準を固定しつつ、給付ができるだけ高い水準に保つことができます。

平成16(2004)年の年金制度改革では、年金財政の運営方式が、いわゆる「有限均衡方式」になりました。「有限均衡方式」では、年金制度の給付と負担の均衡を図るべき期間として、既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間（100年程度）を設定し、その期間の最終時点において1年分程度の積立金を保有している計算です。

<図表6-1>

年金積立金の将来見通し－平成21年財政検証－

- 平成16年改正後は、今後、おおむね100年間にわたり財政が均衡するまで給付水準を自動調整することとしており、おおむね100年後(2105年度)に、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるように積立金水準の目標を設定することとなる。



(注1)基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)の場合。

(注2)平成21年度価格とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

2 運用の仕組みなど

(1) 運用の仕組み

平成 16(2004)年の年金制度改革では、積立金運用の専門性を徹底し、責任の明確化を図る観点から、これまで積立金の管理・運用を行ってきた特殊法人(旧年金資金運用基金)を廃止し、新たに年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）を設立した上で、同法人自ら債券、株式などの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定めることになりました。

現在、年金積立金の運用は、厚生労働大臣が管理運用法人に寄託して行っています。

(2) 運用の基本的な方針

年金積立金は被保険者から徴収した保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものです。そのため、年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に役立つことを目的として行います。

(3) 積立金の運用

①運用の目標

積立金の運用は、安全・効率的かつ確実を旨としたポートフォリオを定め、これに基づき管理を行うこととされています。

②市場平均収益率の確保

積立金の運用に当たっては、各年度において、各資産ごとに、それぞれのベンチマーク（※）収益率を確保するよう努めるとともに、中期目

標期間においても、それぞれのベンチマーク収益率を確保することとされています。

また、ベンチマークについては、市場を反映した構成であることなどの条件を満たす適切な市場指標を用いることとされています。

（※）ベンチマーク・・・運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標

(4) リスク管理

年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、管理・運用に伴う各種リスクの管理を適切に行うこととされています。

(5) 透明性の向上

各年度の年金積立金の管理および運用実績の状況については年度ごとに、各四半期の管理および運用実績の状況については四半期ごとに、管理運用法人のホームページなどで公表しています。

(6) 市場や民間活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、市場の価格形成、民間の投資行動を歪めないように配慮するとともに、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないように配慮することとされています。

(7) 年金給付のための流動性の確保

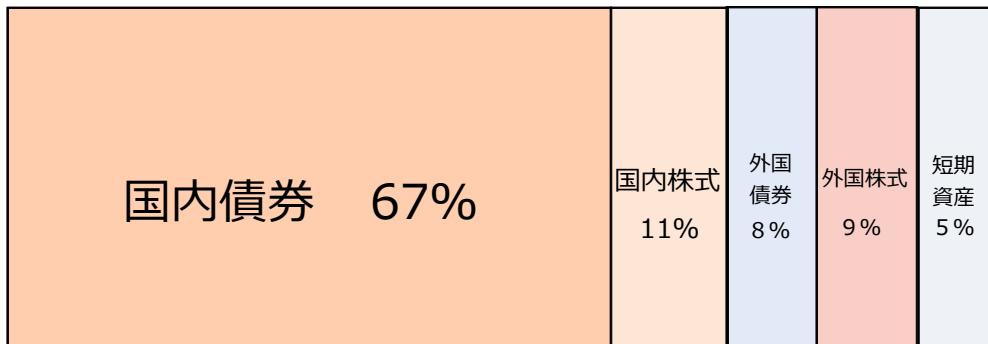
年金給付に必要な流動性（現金など）を確保することとされています。

<図表 6-2>
資産構成割合（ポートフォリオ）

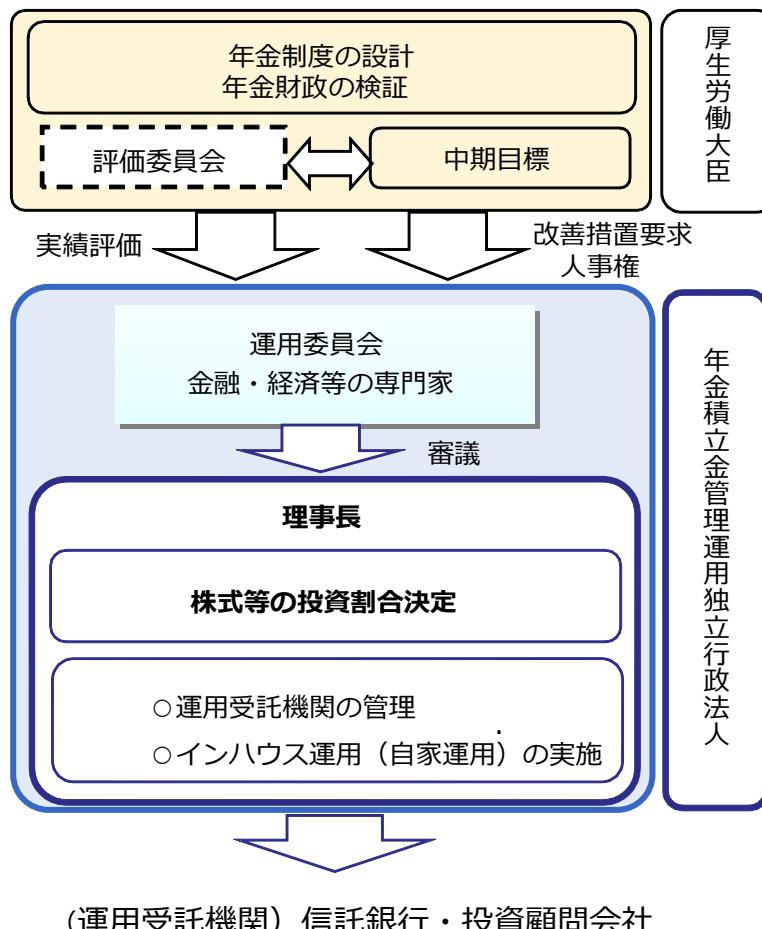
○年金積立金の資産の構成割合

年金積立金の運用は、その運用を管理する管理運用法人が
自ら定めた運用資産の構成割合に基づいて行われている。

《基本ポートフォリオ》



<図表 6-3>
積立金の運用の仕組み



<図表6-4>

年金積立金全体の運用収益の状況

	(単位: 億円)									(参考)	
	管理運用法人 の運用収益 (①)			年金特別会計で管理す る積立金の運用収益 (預託金) (②)			年金積立金全体 の運用収益				
	累積収益	年金特別会計 への納付金	会計上の 累積収益	収益率	(①+②)	収益率	累積収益				
平成13年度	-13,084	-1.80%	(注2) -29,976	平成4年度 133	-30,109	40,870	2.99%	27,787	1.94%	27,787	
平成14年度	-30,608	-5.36%	-60,584		-60,717	32,968	2.75%	2,360	0.17%	30,146	
平成15年度	44,306	8.40%	-16,278		-16,411	24,407	2.41%	68,714	4.90%	98,860	
平成16年度	22,419	3.39%	6,141		6,008	17,169	2.06%	39,588	2.73%	138,448	
平成17年度	86,811	9.88%	92,952	8,122	84,697	11,533	1.73%	98,344	6.83%	236,792	
平成18年度	37,608	3.70%	(注3) 130,562	19,611	102,697	8,061	1.61%	45,669	3.10%	282,461	
平成19年度	-56,455	-4.59%	74,108	13,017	33,225	4,678	1.45%	-51,777	-3.53%	230,684	
平成20年度	-94,015	-7.57%	-19,908	17,936	-78,727	839	0.57%	-93,176	-6.86%	137,508	
平成21年度	91,500	7.91%	71,592		12,773	54	0.09%	91,554	7.54%	229,062	
平成22年度	-3,281	-0.25%	68,311	2,503	6,989	19	0.03%	-3,263	-0.26%	225,799	
平成23年度	25,843	2.32%	94,154	1,398	31,434	20	0.03%	25,863	2.17%	251,662	
合 計	(注4) 111,044 [94,154]	(透明11年) 1.30%	-	62,720	-	140,618	(透明11年) 1.43%	251,662	(透明11年) 1.62%	-	

年金積立金全体の 年度末資産額(注5)	管理運用法人 (注6)
144.3兆円	38.6兆円
141.5兆円	50.2兆円
145.6兆円	70.3兆円
148.0兆円	87.2兆円
150.0兆円	102.9兆円
149.1兆円	114.5兆円
138.6兆円	119.9兆円
123.8兆円	117.6兆円
128.3兆円	122.8兆円
121.9兆円	116.3兆円
119.4兆円	113.6兆円

(注1) 平成13年度から平成22年度までの管理運用法人の運用収益、年金積立金全体の運用収益及び年金積立金全体の年度末資産額には、承継資産の損益を含んでいる。

(注2) 管理運用法人の平成13年度の累積収益には、年金福祉事業団の累積利差損益(-1兆7,025億円)を含み、平成4年度の年金特別会計への納付金(133億円)を加えた額である。

(注3) 管理運用法人の平成18年度の累積収益には、平成18年4月の管理運用法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づき、有形固定資産の時価評価等を行ったことによる資産額の評価増分(3億円)が含まれている。

(注4) 管理運用法人の平成13年度からの運用収益額の合計は11兆1,044億円であるが、これに年金福祉事業団の累積利差損益マイナス1兆7,025億円(平成12年度末)を減じ、平成4年度の年金特別会計への納付金133億円を加え、平成18年4月の管理運用法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づき、有形固定資産の時価評価等を行ったことによる資産額の評価増分(3億円)を含めたものが、年金福祉事業団、年金資金運用基金及び管理運用法人の運用収益の合計(9兆4,154億円)である。

(注5) 年金積立金全体の年度末資産額は、年金特別会計で管理する積立金と管理運用法人で管理する資産の合計額である。

(注6) 管理運用法人の年度末資産額には、財政融資資金からの借入金額が含まれている。

(注7) 上記の数値は四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

第6章 社会保障協定

1 社会保障協定の意義

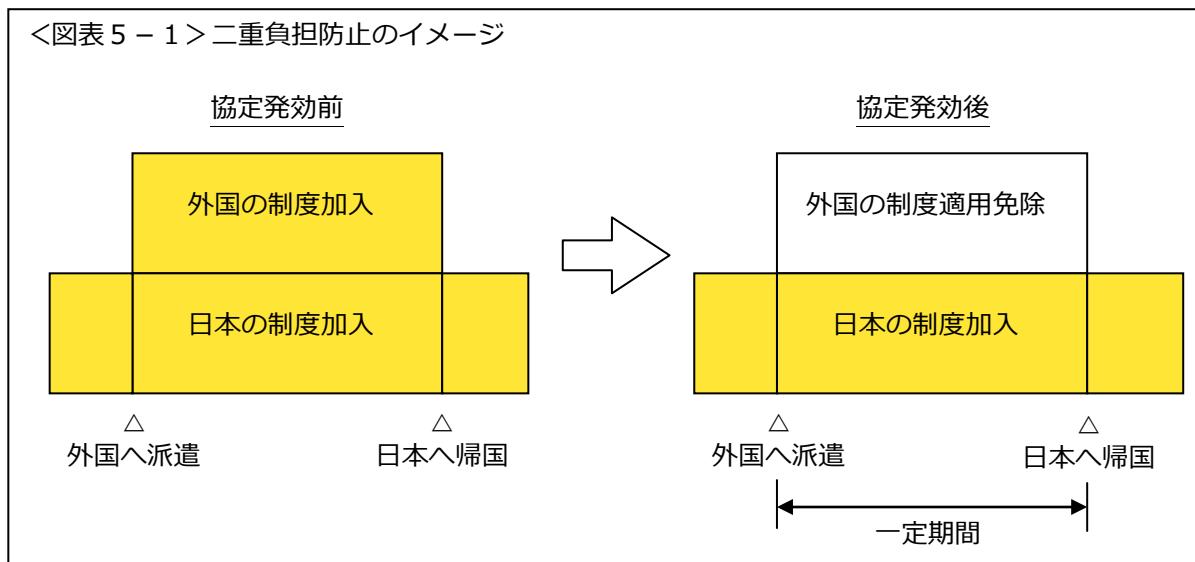
外国で勤務する日本人の増加に伴い、日本と外国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならない場合があるという**二重加入の問題**や、外国の年金制度に加入した期間が短いと年金給付を受けられない場合があるという**保険料掛け捨ての問題**が発生しています。

これらの問題に対し、適用される制度の調整によって二重加入を解消し、また年金期間の通算により年金受給権の確保を図ることを目的として各国と社会保障協定の締結を進めています。

2 二重負担の防止

社会保障協定により、日本または外国の年金制度のどちらか1つに加入することとし、どちらの制度が適用されるかのルールを定めます。

＜図表5－1＞二重負担防止のイメージ



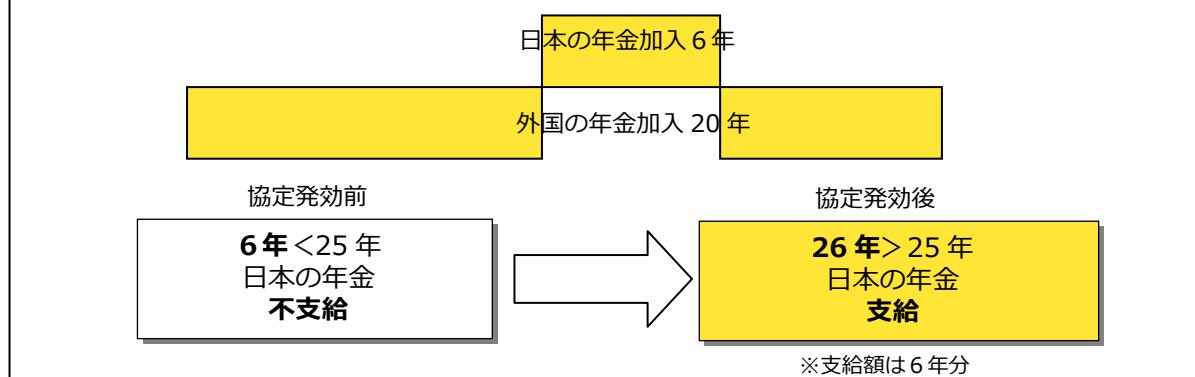
3 加入期間の通算

社会保障協定により、年金受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算します。その際、年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とします。

＜図表5－2＞加入期間通算のイメージ

【外国から日本に派遣され勤務していた人の例】

日本の老齢年金受給のために必要な加入期間は25年（平成27年10月からは10年）



4 社会保障協定の締結等の状況

(平成25年4月1日現在)

平成12年2月にドイツと間で協定が発効して以来、平成25年4月1日までに、欧米先進国を中心に14カ国との間で協定が発効しています。また、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、これら新興国との間でも協定の締結を進めているところです。

(1) 発効済み 14カ国

ドイツ	平成12年 2月発効	フランス	平成19年 6月発効	スペイン	平成22年12月発効
英国	平成13年 2月発効	カナダ	平成20年 3月発効	アイルランド	平成22年12月発効
大韓民国	平成17年 4月発効	オーストラリア	平成21年 1月発効	ブラジル	平成24年 3月発効
アメリカ	平成17年10月発効	オランダ	平成21年 3月発効	スイス	平成24年 3月発効
ベルギー	平成19年 1月発効	チェコ	平成21年 6月発効		

(2) 署名済み 2カ国

イタリア	平成21年 2月署名	インド	平成24年11月署名
------	------------	-----	------------

(3) 政府間交渉中 4カ国

ハンガリー	平成24年 9月第4回政府間交渉実施	スウェーデン	平成23年10月第1回政府間交渉実施
ルクセンブルク	平成23年 2月第2回政府間交渉実施	中国	平成24年 3月第3回政府間交渉実施

(4) 予備協議中等 5カ国

オーストリア	平成24年10月第3回当局間協議実施	フィリピン	平成24年 8月第3回作業部会実施
スロバキア	平成23年11月第3回当局間協議実施	トルコ	平成25年 1月第3回作業部会実施
フィンランド	平成24年10月第1回当局間協議実施		

5 年金制度の国際比較

	制度体系	強制加入対象者	保険料率 (2012年末)	支給開始年齢 (2012年末)	年金受給のため に必要とされる 加入期間	国庫負担
日本	<p>2階建て</p> <p>厚生年金保険 国民年金 共済年金</p> <p>国民年金</p> <p>全居住者</p>	全居住者	(一般被用者) 厚生年金保険：16.766% (2012.9～、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2012.4～、月あたり 14,980 円)	国民年金(基礎年金)： 65歳 厚生年金保険：60歳 ※ 男性は2025年度まで、女性は2030年度までに65歳に引上げ	25年 (2015年10月に、 25年から10年に短縮される予定)	基礎年金給付費の 2分の1
アメリカ	<p>1階建て</p> <p>老齢・遺族・障害保険</p> <p>被用者及び自営業者</p> <p>被用者</p> <p>被用者及び自営業者</p> <p>(適用対象外)</p>	被用者及び自営業者	10.4% 本人：4.2% 事業主：6.2% ※ 2011年・2012年は一時的な特別措置として本人の保険料率が6.2%から2%引下げられ、4.2%となっている。	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	40加入四半期 (10年相当)	通常国庫負担は行われないが、2011年・2012年については一時的な特別措置として保険料率が2%引下げられているため、不足分を補うために国庫負担が行われている。
英国	<p>2階建て</p> <p>国家年金 職域年金 個人年金</p> <p>基礎年金</p> <p>被用者及び自営業者</p> <p>被用者等</p> <p>被用者及び自営業者</p> <p>(適用対象外)</p>	被用者及び自営業者	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	男性：65歳 女性：61歳3ヶ月 ※ 女性について2018年までに65歳に引上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げ ※ さらに、2034年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引上げ	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	原則なし
ドイツ	<p>1階建て</p> <p>一部自営業者年金 一般年金保険 鉱山労働者年金保険</p> <p>被用者及び一部自営業者</p> <p>被用者</p> <p>被用者・自営業者</p> <p>(適用対象外)</p>	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）	(一般被用者) 19.6% (労使折半)	65歳1ヶ月 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	5年	給付費の27.7% (2011年)
フランス	<p>1階建て</p> <p>職域毎の自治制度 一般制度 特別制度</p> <p>被用者</p> <p>被用者及び自営業者</p> <p>被用者</p> <p>自営業者</p> <p>無業者</p> <p>(適用対象外)</p>	被用者及び自営業者	(一般被用者) 16.85% 本人：6.85% 事業主：10.0%	60歳9ヶ月 ※ 2017年までに62歳に引上げ	なし	一般税、一般社会拠出金（CSG）等 より約30.0% (2011年)
スウェーデン	<p>1階建て</p> <p>保証年金 所得比例年金</p> <p>被用者及び自営業者</p> <p>被用者等</p> <p>被用者及び自営業者</p>	被用者及び自営業者	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※ その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる（老齢年金とは別制度）	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)	保証年金部分

資料出所

- Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2012 / The Americas, 2011
- Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
- 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会)
- 各国政府の発表資料 (ほか)

第7章 企業年金制度等

1 企業年金等の意義

企業年金等は、公的年金の上乗せの給付を保障することにより、国民の多様な老後のニーズに応え、より豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。

現在、企業年金等として多様な制度が設けられており、企業や個人は、これらの中からニーズに合った制度を選択することができます。

2 確定給付型と確定拠出型

確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならないという仕組みになっています。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行い、老後の生活設計を立てる必要があります。

<図表7-1> 企業年金等の種類

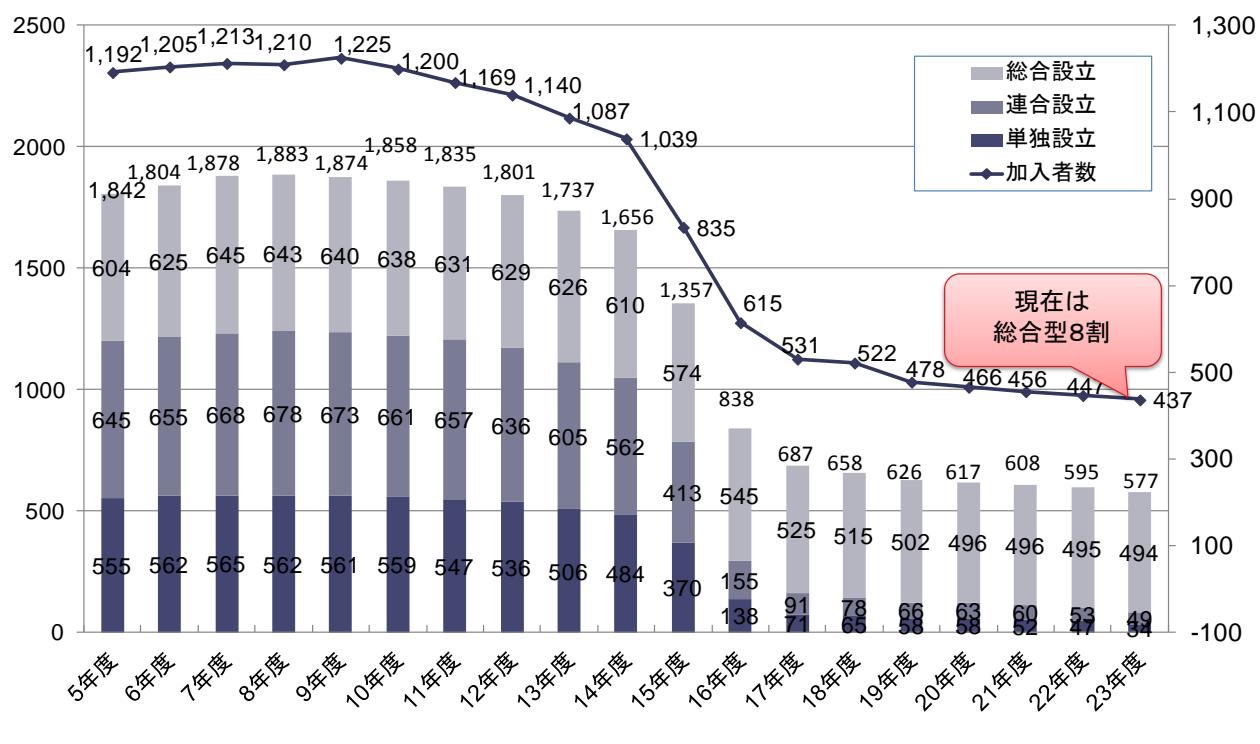
タイプ	種類	概要
確定給付型	厚生年金基金 【厚生年金保険法】	一企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、または同種同業の多数企業が共同（総合設立）して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。
	確定給付企業年金 (基金型) 【確定給付企業年金法】	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	確定給付企業年金 (規約型) 【確定給付企業年金法】	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出型	確定拠出年金 (企業型) 【確定拠出年金法】	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	確定拠出年金 (個人型) 【確定拠出年金法】	企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者等が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定給付型	国民年金基金 【国民年金法】	自営業者等が、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する者によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。

3 厚生年金基金の現状

厚生年金基金制度は、昭和 41（1966）年に発足した長い歴史を持ち、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる企業年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷などの環境変化に伴う財政悪化などを原因とする基金の解散や、代行給付に伴う制約（終身年金を原則とするなど）のない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。

＜図表 7－3＞厚生年金基金数と加入者数



平成14年度以降の解散302、代行(過去)返上839基金

(平成 24 年 厚生労働省調べ)

<図表7-4>

厚生年金基金解散数の推移、厚生年金基金加入員の平均的な給付

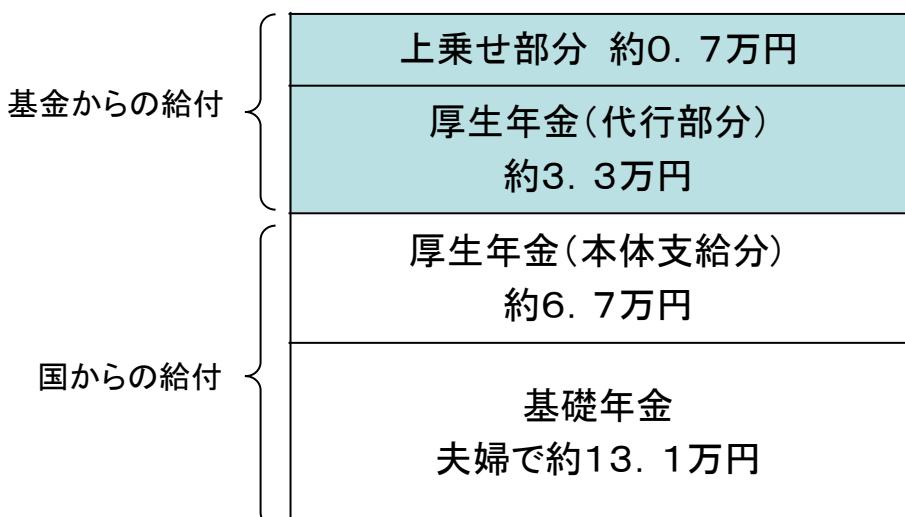
(1) 厚生年金基金の解散数の推移

年 度	~H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
総 数	18	1	7	14	18	16	29	59	73	92	81	30	8	11	4	3	5	1	470
単独型 連合型	16	0	3	11	16	13	27	56	58	57	54	15	0	0	1	2	4	0	328
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3	15	35	27	15	8	11	3	1	1	1	137

(平成24年 厚生労働省調べ)

(2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

＜平成23年度末現在：月額＞

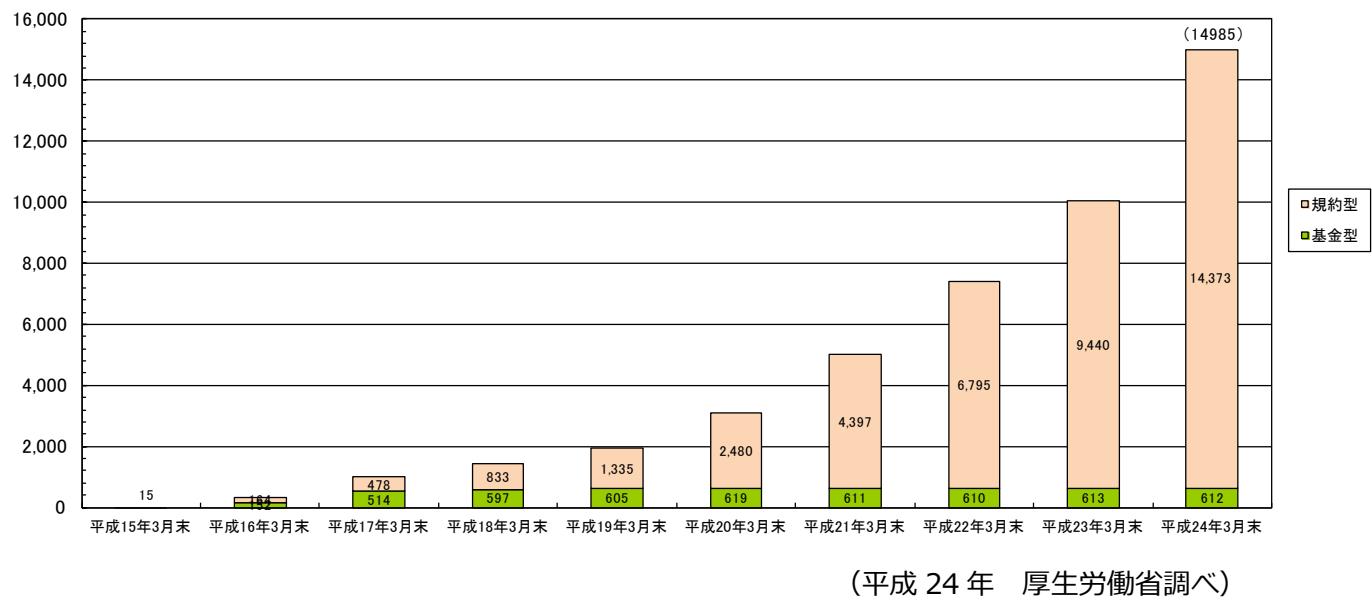


4 確定給付企業年金の現状

確定給付企業年金制度は、平成 14（2002）年4月に発足した新しい制度です。厚生年金基金と異なり代行給付がないために、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能で、しかも受給権の保護などが確保されているという長所があります。

＜図表 7－5＞確定給付企業年金の実施

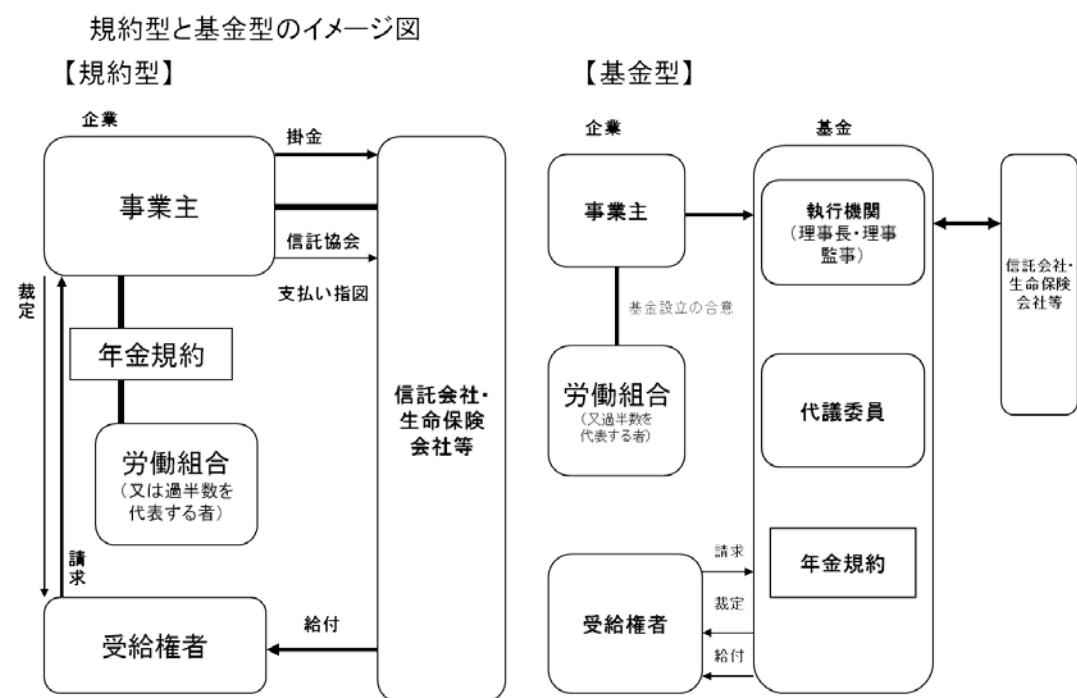
（制度数）



	基金型	規約型	総数（件）
平成 15 年 3 月末	0	15	15
平成 16 年 3 月末	152	164	316
平成 17 年 3 月末	514	478	992
平成 18 年 3 月末	597	833	1,430
平成 19 年 3 月末	605	1,335	1,940
平成 20 年 3 月末	619	2,480	3,099
平成 21 年 3 月末	611	4,397	5,008
平成 22 年 3 月末	610	6,795	7,405
平成 23 年 3 月末	613	9,440	10,053
平成 24 年 3 月末	612	14,373	14,985

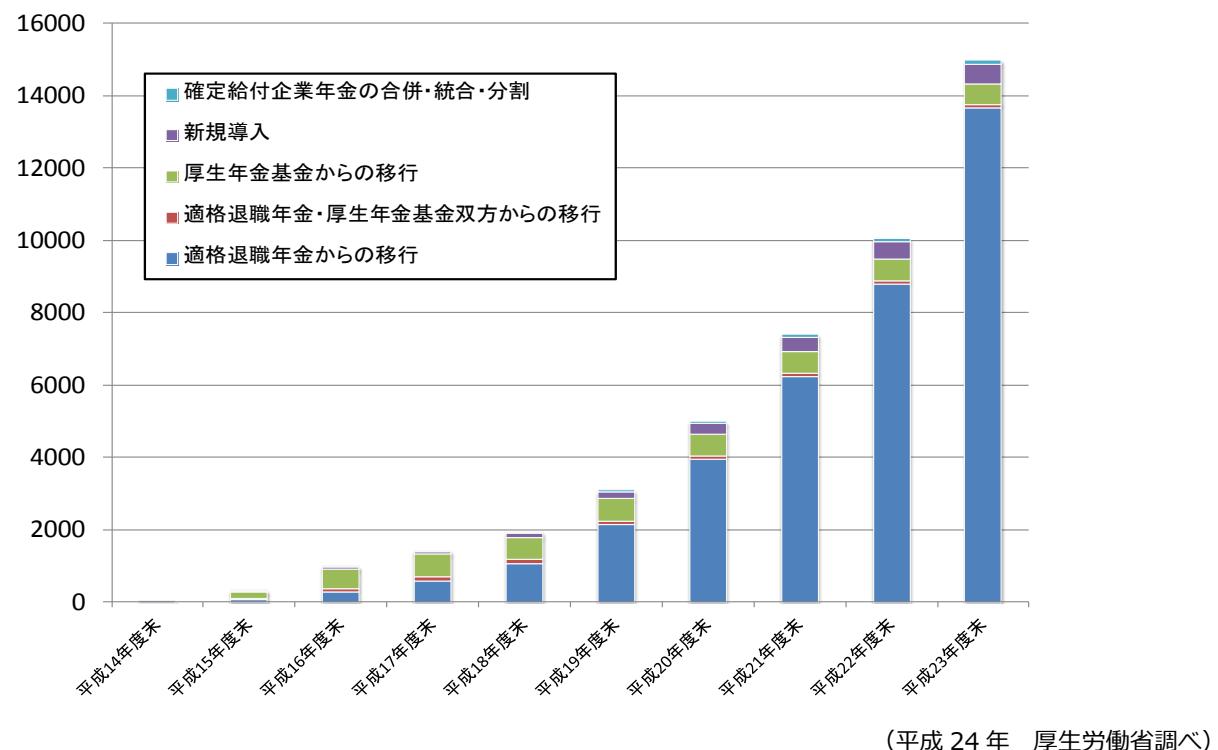
(平成 24 年 厚生労働省調べ)

<図表7-6>



<図表7-7>

確定給付企業年金の実施件数の推移（設立時における移行元別）

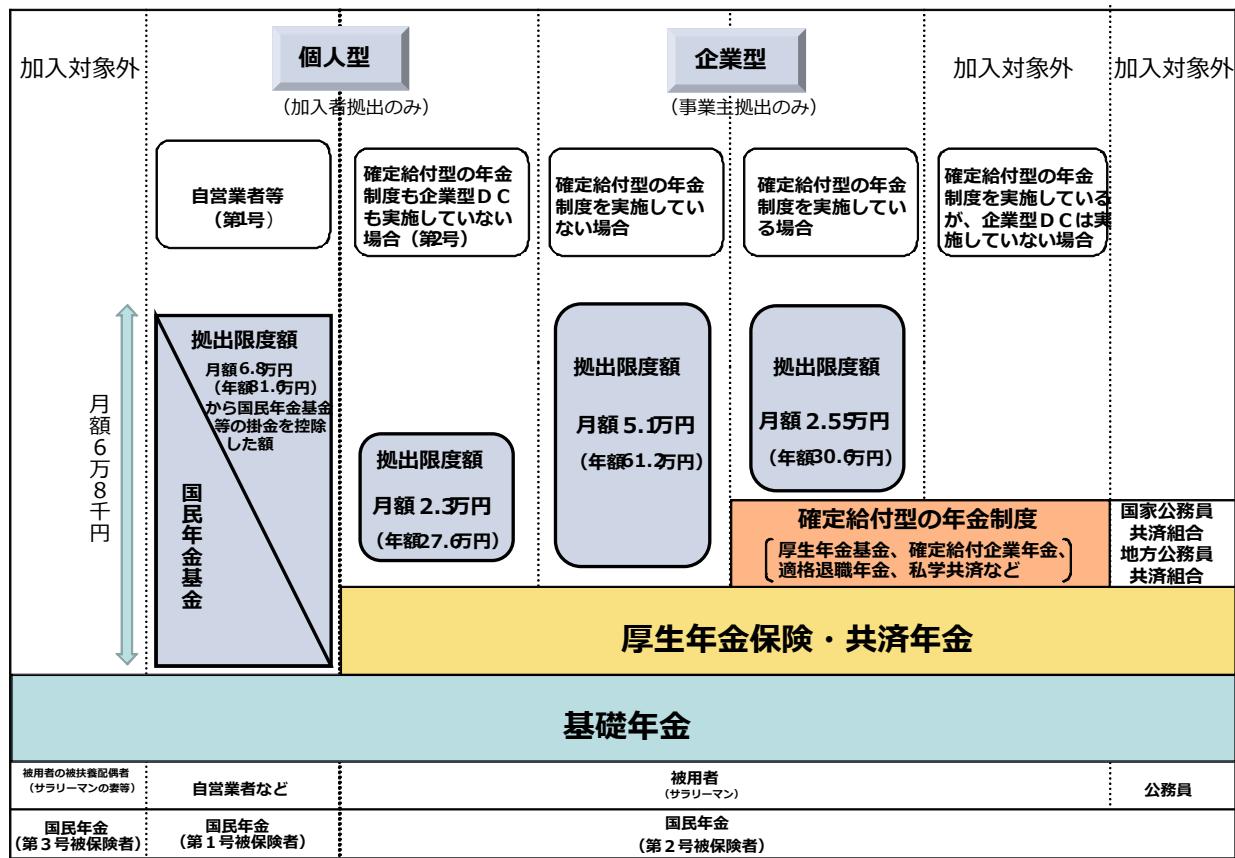


5 確定拠出年金の現状

確定拠出年金制度は、拠出された掛け金が加入者ごとに区分され、その掛け金と加入者自身による運用の指図によって運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくなることから、平成13(2001)年10月に発足しました。

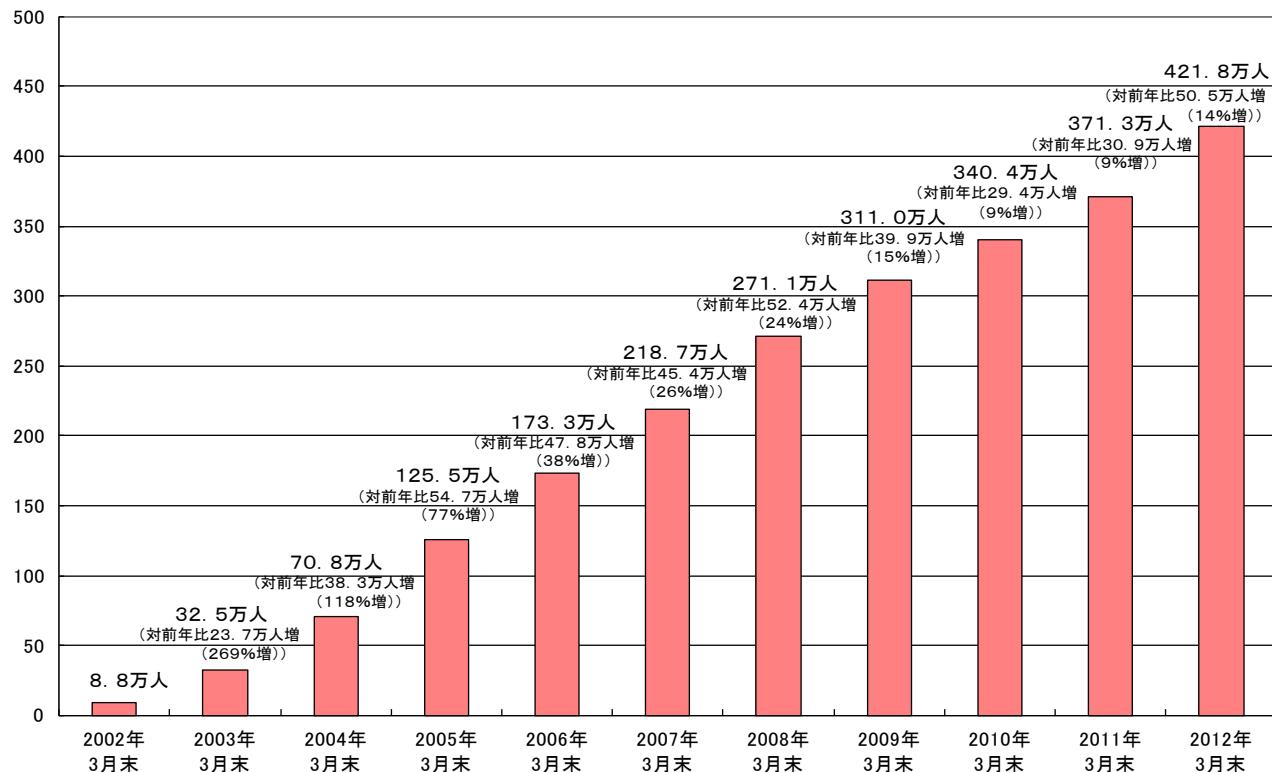
確定拠出年金には、事業主が掛け金を拠出する企業型と、加入者が掛け金を拠出する個人型があります。年金確保支援法により、企業型においても、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛け金を超えない範囲で、加入者の拠出（マッチング拠出）が可能になりました。

＜図表7-8＞ 対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係



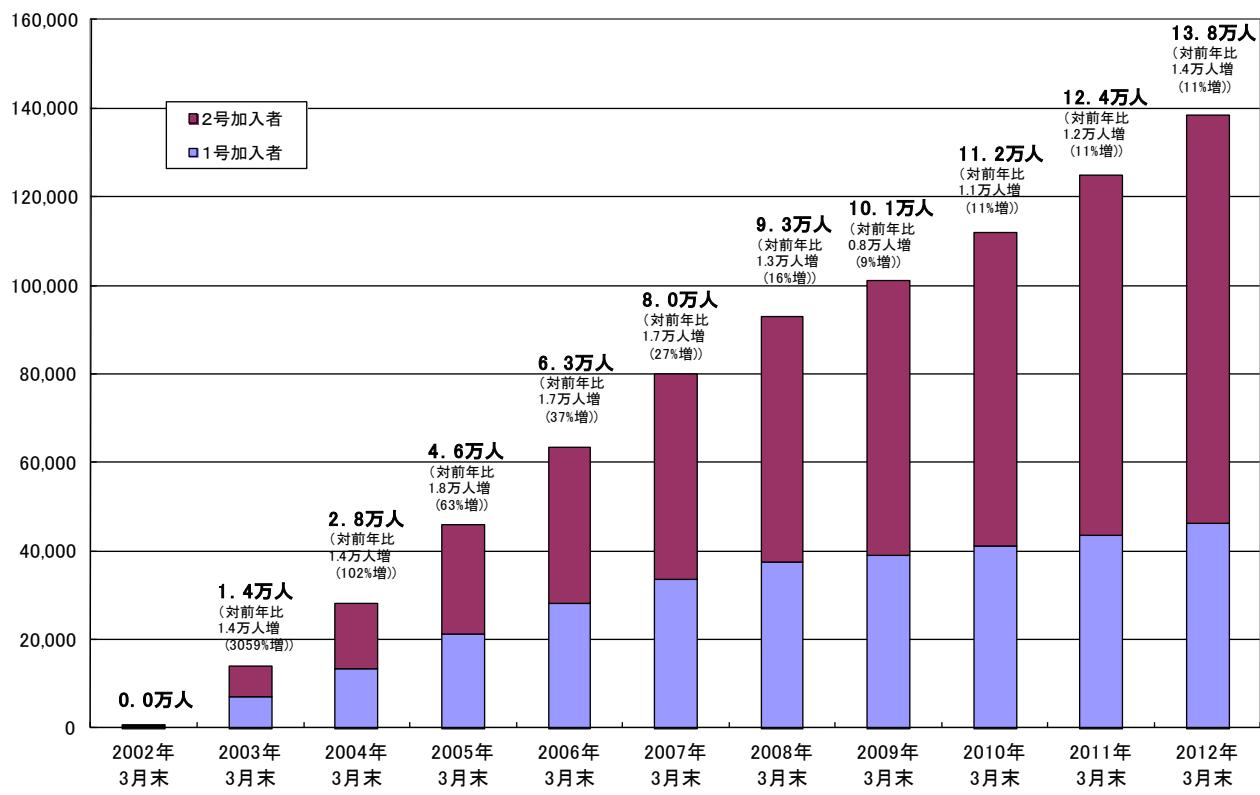
<図表7-9>確定拠出年金制度の実施状況

(1) 企業型の加入者数の推移



(平成24年 厚生労働省調べ)

(2) 個人型の加入者数の推移



(平成24年 厚生労働省調べ)

6 国民年金基金の現状

国民年金基金制度は、自営業者等（国民年金の第1号被保険者）（※）が、基礎年金の上乗せ給付を得て、老後の所得保障の充実を図るために、自らの選択により任意で加入する制度として、平成3(1991)年に制度が発足しました。

国民年金基金には、次の2種類があります。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する1,000人以上の者で組織されている（平成21年度末現在47基金）

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業または業務に従事する3,000人以上の者で組織されている（平成21年度末現在25基金）

国民年金基金の給付と掛金については、各基金の規約で定められており、自営業者等は自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢などに基づいて定められた額の掛金を支払います。

（※）年金確保支援法により、国民年金の任意加入被保険者（加入期間を増やすために60歳から65歳の間に任意加入した者）についても、国民年金基金への加入が認められました。

加入員数の推移（単位：万人）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全体	77.2	78.9	75.1	72.7	69.3	64.8	61.5	57.7	54.8	52.2
地域型	64.7	66.3	63.1	60.9	58.0	54.2	51.2	48.0	45.6	43.4
職能型	12.4	12.6	12.1	11.7	11.2	10.6	10.3	9.7	9.2	8.7

老齢基礎年金に上乗せされる国民年金基金の老齢年金月額

加入年齢	35歳0月まで	45歳0月まで	50歳0月まで	50歳1月以降
1口目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢 (月単位)で異なる
2口目以降	1万円	5千円	5千円	

（注）基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）

国民年金基金の給付状況（平均年金月額）

	総計	基金			国民年金基金 連合会
			地域型	職能型	
合計	2.4万円	2.6万円	2.4万円	3.3万円	1.4万円
1口目	1.2万円	1.3万円	1.3万円	1.4万円	0.7万円
2口目以降	2.3万円	2.5万円	2.3万円	3.3万円	1.4万円

※2口目以降については、2口目以降を受給している者の平均

第8章 平成24年度の年金制度の改正点

平成24年度、社会保障・税一体改革の一環として、年金関係の4つの法律（年金機能強化法、被用者年金一元化法、国民年金法等一部改正法、年金生活者支援給付金法）が成立しました。

●制度改正の背景

(1) 社会保障・税一体改革

現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された1960年代に比べ、今日では、少子高齢化、雇用環境の変化、家族のあり方の変容、経済の停滞といった、社会保障制度の前提となる社会経済情勢が大きく変わってきています。

「社会保障・税一体改革」は、こうした状況変化を踏まえ、社会保障の機能強化を実施するとともに社会保障制度の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すものです。この一体改革の一環として、平成24年度に、年金制度の改正を行いました。

(2) 平成24年度の年金制度改正の背景

公的年金制度は、社会経済情勢が大きく変化する中で、

- ①国民年金・厚生年金の加入者の変化
- ②年金制度の雇用・就労や人生の選択への影響
- ③低年金・無年金者の存在
- ④年金制度への不信・不安
- ⑤長期的な持続可能性への不安

という課題に直面しています。

こうした課題に対応するために、

- ①働き方・ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度
- ②最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
- ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度

という方向性を目指して改正を行いました。

(3) 4法成立の経緯

厚生労働省は、平成24年の通常国会に以下の4法案を提出しました。

- 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」（年金機能強化法案）
- 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（被用者年金一元化法案）
- 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」（国民年金法等一部改正法案）
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」（年金生活者支援給付金法案）

このうち、「年金機能強化法案」と「被用者年金一元化法案」については、社会保障改革と税制改革を一括で審議するために設置された特別委員会で審議され、民主党・自民党・公明党によるいわゆる3党合意を経て、一部修正され、平成24年8月10日に成立、8月22日に公布されました。

「国年法等一部改正法案」と通常国会会期末に提出した「年金生活者支援給付金法案」は、通常国会では審議されず、継続審議となりました。その後、臨時国会においてこの2法案が審議され、11月16日に成立し、11月26日に公布されました。

以下、成立した法律について、説明します。

1 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 (国民年金法等一部改正法)

(1) 現在の制度

平成16年の年金改正では、今後のさらなる少子高齢化の進展を見据えて、①上限を固定した上で保険料を引き上げる②基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げる③積立金を活用する④財源の範囲内で年金の給付水準を自動調整する、という年金財政のフレームワークを導入しました。そして、5年に1度行われる財政検証で、この財政フレームワークが機能しているかを確認することによって、年金財政の持続可能性を確

保する仕組みとしています(図1参照)。

しかし、平成16年以降、経済、財政状況が停滞し、今回の社会保障・税一体改革の前には、この財政フレームワークのうち、基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための安定財源が確保されていない(※1)ことや、年金給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を行なう前提である年金額の特例水準(※2)の解消が行われていないことが課題となっていました。

(※1) 平成21年度から基礎年金国庫負担割合は2分の1となっているものの、安定財源が確保されていないため、臨時財源で対応していました。

(※2) 年金額の特例水準

年金額は、前年の物価等の変動に応じて決まります。しかし、平成12年度から14年度の間は、物価が下落したにもかかわらず、特例措置として、年金額の減額を行いませんでした。そのため、平成25年4月現在、支給されている年金額は、本来の額(本来水準)より、2.5%高い水準となっています(特例水準)。

特例水準の年金が給付されている間は、マクロ経済スライドは、発動しないことになっています。

(2) 改正の内容

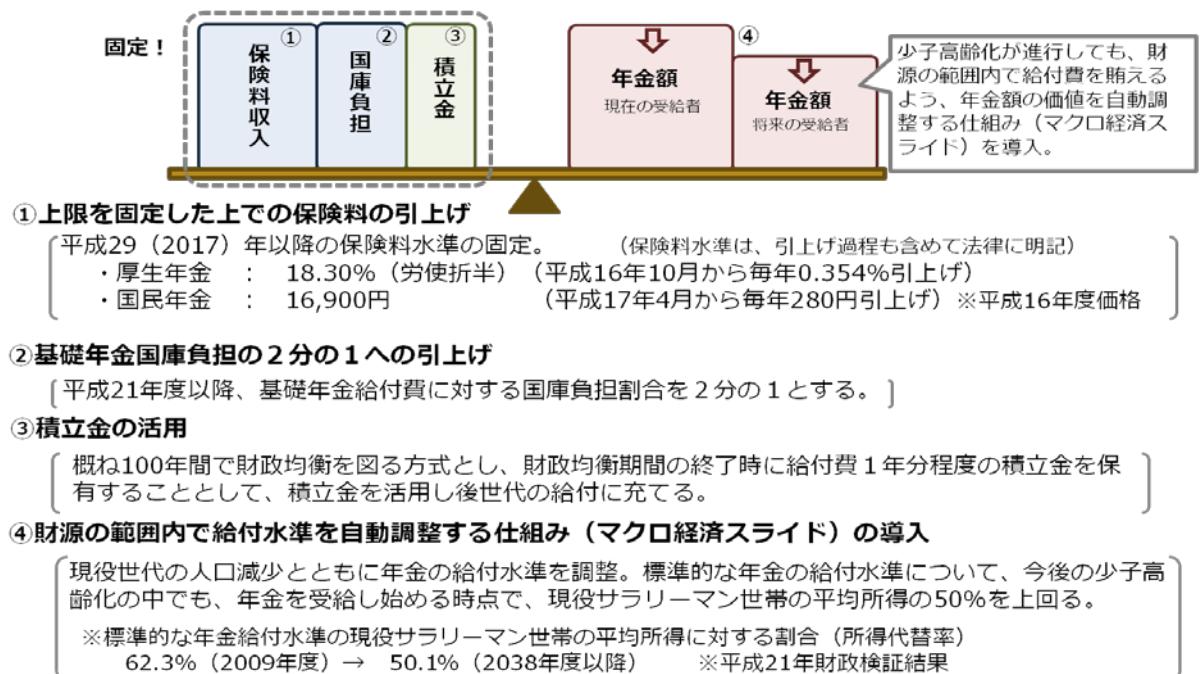
①基礎年金国庫負担割合 2分の1の維持・恒久化

平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合について、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)によって、2分の1を維持することになりました。そして、後述する「年金機能強化法」によって、消費税が引き上げられることに併せて、平成26年度以降、基礎年金国庫負担割合を恒久的に2分の1とすることになりました(図2参照)。

②年金額の特例水準の解消

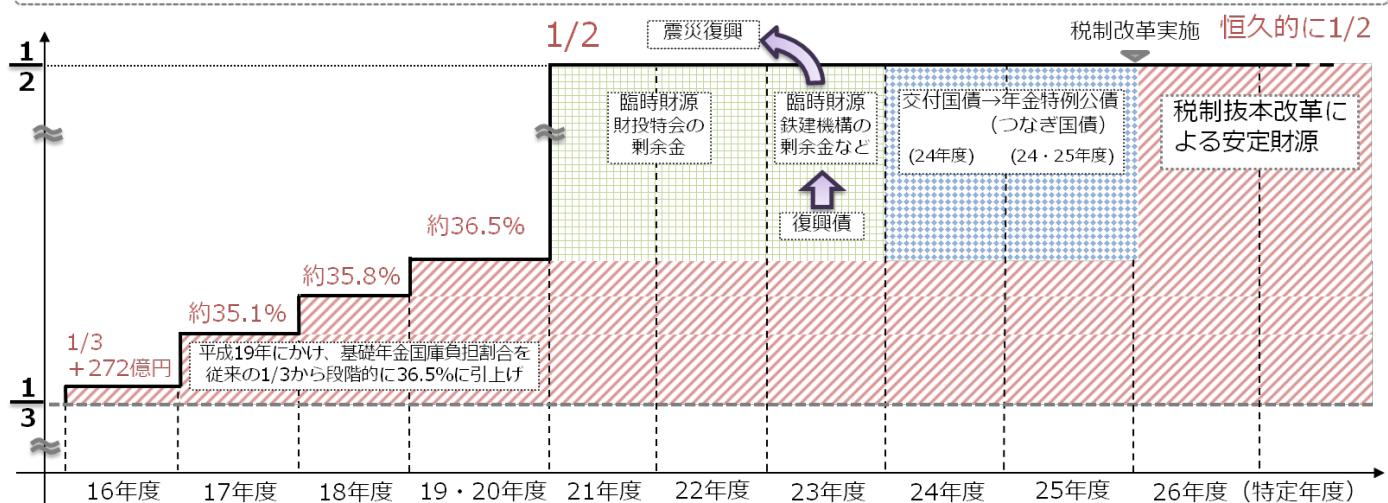
年金額の特例水準(※2)を平成25年10月から3年で段階的に解消することとなりました(図3参照)。特例水準の解消は、年金財政を安定化し、現役世代(将来の年金受給者)の年金額を確保する観点から必要な措置ですが、高齢者の方々の生活に対する影響に配慮して、3年間で段階的に解消することにしています。

(図1 現行制度の財政フレームワーク)



(図2 基礎年金国庫負担割合について)

- 平成16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 平成21年度・22年度は、臨時財源（財政投融資特別会計の剩余金）により、「1/2」を実現。
- 平成23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剩余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 平成24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- その後、国年法等改正法について、平成24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正して成立。
- 平成26年度以降は、年金機能強化法案で、消費税増税（8%）により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することにしており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度（=特定年度）」を「平成26年度」と定めている。

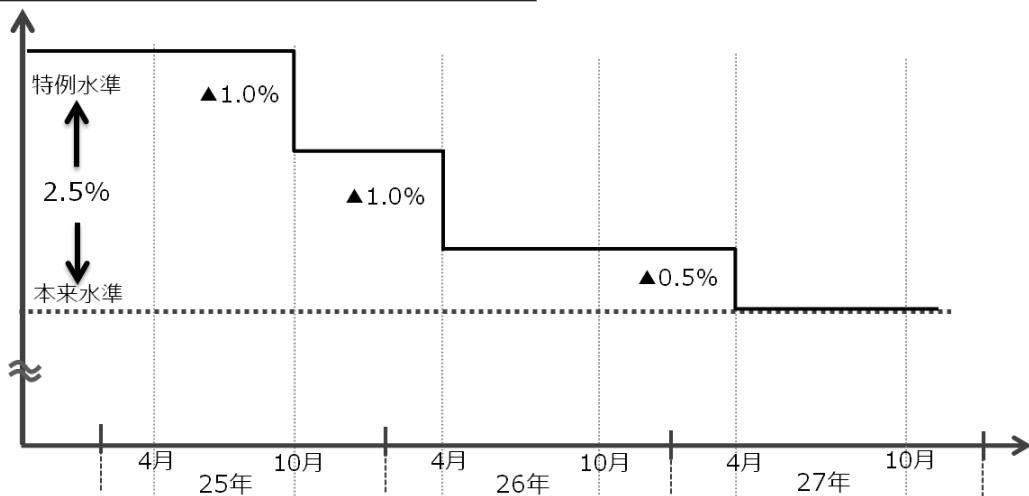


(図3 特例水準の解消)

仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合

平成25年10月 ($\Delta 1.0\%$)、平成26年4月 ($\Delta 1.0\%$)、平成27年4月 ($\Delta 0.5\%$)

<概念図> (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



特例水準解消の意義

- 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図る。
 - ・現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげる。
 - ・世代間の公平を図る。

2 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律 (年金機能強化法)

①受給資格期間の短縮（平成27年10月施行予定）

（1）現在の制度

現在の年金制度では、20歳から60歳に達するまでの間、被保険者として40年間、保険料を納付する必要があります。そして、年金を受給するためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合わせた資格期間が、原則として25年以上必要です。

（2）改正の内容

今回の改正では、納付した保険料に

応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、受給資格期間を25年から10年に短縮することにしました。

この改正によっても、保険料を10年納めればよいということではなく、国民年金保険料は、40年間納付する必要があることに変わりはありません。

なお、この改正は、平成27年10月の消費税の引上げに併せて施行を予定しています。

<改正内容>

○納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

○現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○消費税の引上げに併せて施行（平成27年10月）

②短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大（平成28年10月施行予定）

（1）現行の制度

現在の厚生年金・健康保険の制度では、1日または1週間の所定労働時間が通常労働者（正社員）のおおむね4分の3以上（通常の労働者の所定労働時間が週40時間の場合には30時間以上）の人が適用を受けることとなっています。しかし、この条件を満たさない、いわゆる非正規労働者は、厚生年金・健康保険の適用を受けることができません。

（2）改正の内容

今回の改正では、短時間労働者の将来の年金権を確保するという観点から、1週間の所定労働時間が20時間以上で月額賃金が8.8万円以上など、一定の条件を満たす短時間労働者についても、厚生年金・健康保険の適用対象とすることにしました。

なお、この改正は平成28年10月から施行を予定しています。

厚生年金・健康保険の適用条件

現 行

○週30時間以上



H28.10～

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
(年収106万円以上)
- ③勤務期間 1年以上
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員 501人以上の企業 (※)

対象者数：約25万人

3年内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。（法律に明記。）

(※) 現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

③産休期間中の厚生年金・健康保険料の免除（平成26年4月施行予定）

（1）現行の制度

現行の厚生年金・健康保険制度では、育児休業を取得した被保険者に対して、
①育児休業等期間中の保険料免除②育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定の特例③3歳未満の子の養育期間における従前標準報酬月額みなし措置が講じられています。

（2）改正の内容

今回の改正では、産休期間中についても、育休期間と同様、厚生年金・健康保険保険料の免除、標準報酬の改定の特例などを行うことになりました。

なお、この改正は平成26年4月から施行を予定しています。

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

- ・産前産後休業期間（※）中の厚生年金保険料を免除する。

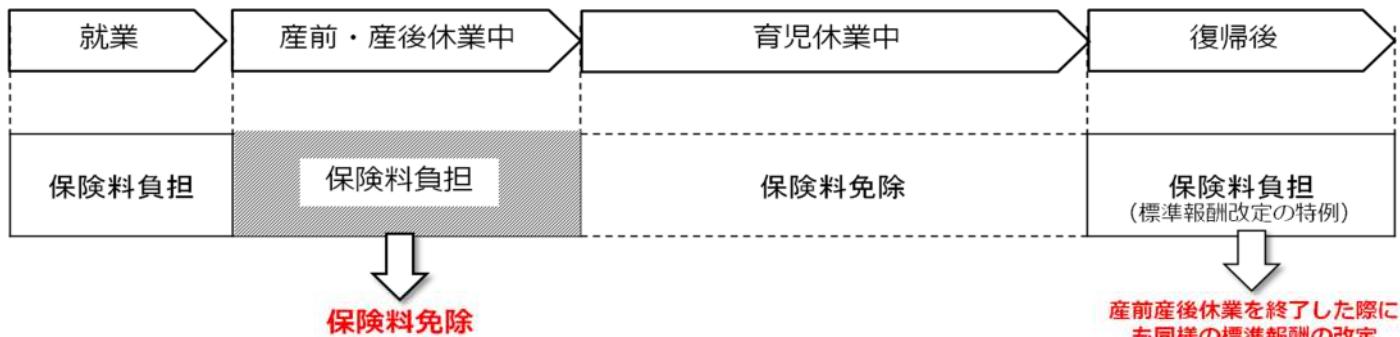
（※）産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

- ・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。
（※）育児休業終了後についても、同様の措置あり。

○施行日 平成26年4月

【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



④遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大（平成26年4月施行予定）

（1）現在の制度

遺族基礎年金の支給対象は、「子のある妻」または「子」とされていて、いわゆる「父子家庭」は支給対象とされていませんでした。

（2）改正の内容

今回の改正により、平成26年4月以降に妻を亡くした「子のある夫」も、支給

対象となります。ただし、第3号被保険者であった配偶者が死亡した場合には支給しないこととされる予定であるなど、制度の詳細は、今後、政令等で決められることとなっています。

なお、この改正は、平成26年4月の消費税の引上げに併せて施行を予定しています。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (被用者年金一元化法)

(1) 現在の制度

現在の年金制度では、一般の会社員などが加入する制度（厚生年金制度）と公務員や私立学校教職員が加入する制度（共済年金制度）は、保険料率や職域部分を含めた給付内容、制度設計が異なっていました。このため、かねてから、保険料率や給付内容を統一する必要があるとの指摘がなされてきました。

(2) 改正の内容

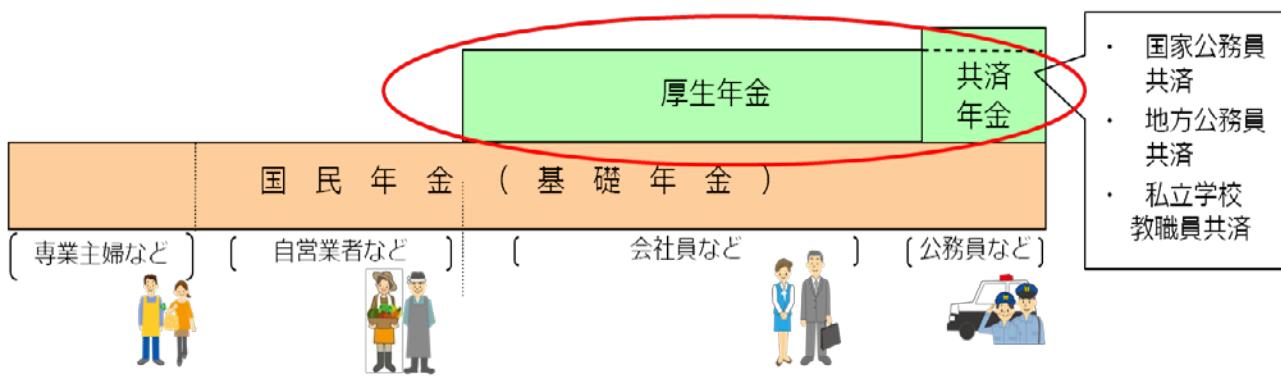
今回の改正では、平成27年10月より、被用者年金の大半を占める厚生年金制度に公務員や私立学校教職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一することとしました。これにより、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消されることになります。

<主な改正項目>

- 厚生年金に公務員および私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計算する。
- 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。公的年金としての3階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

【被用者年金一元化のイメージ】

被用者年金一元化



4 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (年金生活者支援給付金法)

○法律の内容

現行の年金制度において、低年金者が存在するという指摘を踏まえ、社会保障・税一体改革の3党合意に基づき、低所得の年金受給者に対して、年金生活者支援給付金を支給する制度が創設されました。

この制度は、消費税の引上げと併せて平成27年10月に施行を予定しています。

- 所得の額が一定の基準（※）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。

- ①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480を乗じて得た額の給付
- ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付

（※）住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成27年度で77万円）以下であること（政令事項）

- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。

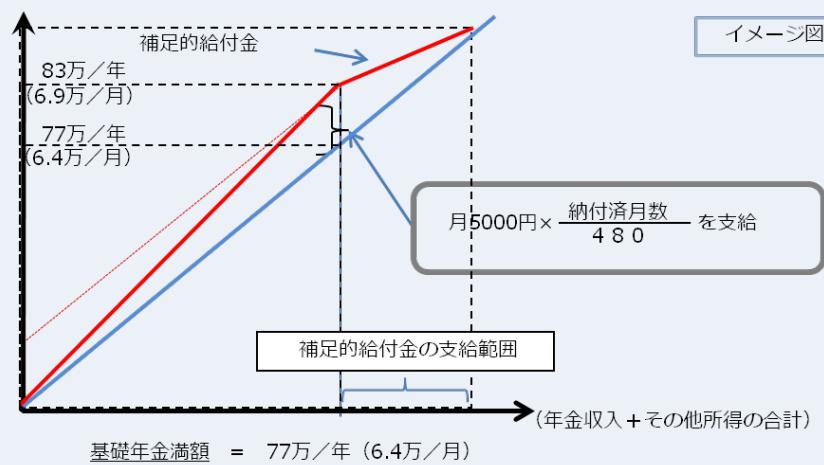
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円））

- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

施行期日：平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

イメージ図



(参考) 主な改正項目の施行日一覧

改正の主な内容と施行日

(1) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

改正法の主な内容	施行日
○年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する	平成27年10月1日(※)
○基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定める	平成26年4月1日(※)
○短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う	平成28年10月1日
○厚生年金・健康保険について、産休期間中の保険料を免除する	平成26年4月1日
○遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う	平成26年4月1日(※)

(2) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）

改正法の主な内容	施行日
○厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一する	
○共済年金・厚生年金の保険料率（上限18.3%）を統一し、制度の差異を解消する	平成27年10月1日
○共済年金にある公的年金としての3階部分（職域加算）は廃止する	
○追加費用削減のため、恩給期間にかかる給付について27%引き下げる	平成25年8月1日

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）

改正法の主な内容	施行日
○平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合を、年金特例公債により2分の1とする	公布日(平成24年11月26日)
○年金額の特例水準（2.5%）について、平成25年度から27年度までの3年間で解消する	平成25年10月1日

(4) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）

法律の主な内容	施行日
○年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う	平成27年10月1日 (※)
	(※)消費税の引上げと併せて施行される

參 考 資 料

平成 21 年財政検証結果

1 平成 16 年年金制度改革における給付と負担の見通し



2 財政検証の諸前提

(1) 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

- ・「日本の将来推計人口（平成 18 年 1 2 月推計）」を使用。
- ・合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定。

合計特殊出生率	平均寿命
2005 年（実績） 1.26 → <div style="display: flex; align-items: center;"><div style="flex: 1; text-align: center;">出生高位 : 1.55</div><div style="flex: 1; text-align: center;">出生中位 : 1.26</div><div style="flex: 1; text-align: center;">出生低位 : 1.06</div></div>	2005 年（実績） 男 : 78.53 年 女 : 85.49 年 → 死亡中位 2055 年 男 : 83.67 年 女 : 90.34 年 死亡低位 男 : 84.93 年 女 : 91.51 年 死亡高位 男 : 82.41 年 女 : 89.17 年

(2) 労働力率の前提

平成 20 年 4 月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計（平成 20 年 3 月）」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定。

(3) 経済前提

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成 21 年財政検証における経済前提の範囲について（検討結果の報告）」（平成 20 年 11 月 12 日）および内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」（平成 21 年 1 月）をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の 3 つのケースを以下のとおり設定。

- ・長期の経済前提（平成 28(2016)年度以降）は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲^(※)の中央値をとって設定。

※過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえ、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて推計される実質経済成長率や利潤率を用いて、長期間の平均的な経済前提の範囲を推計。

長期の経済前提	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考
経済中位 ケース	1.0 %	名目 2.5 % 実質（対物価）1.5 %	名目 4.1 % 実質（対物価）3.1 %	全要素生産性上昇率 1.0% の場合の範囲の中央値
経済高位 ケース	1.0 %	名目 2.9 % 実質（対物価）1.9 %	名目 4.2 % 実質（対物価）3.2 %	全要素生産性上昇率 1.3% の場合の範囲の中央値
経済低位 ケース	1.0 %	名目 2.1 % 実質（対物価）1.1 %	名目 3.9 % 実質（対物価）2.9 %	全要素生産性上昇率 0.7% の場合の範囲の中央値

※足下の経済前提（平成 27(2015)年度以前）は、内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」（平成 21 年 1 月）に準拠。

経済中位ケース : 2010 年世界経済順調回復シナリオ（ケース 1-1-1）

経済高位ケース : 2010 年世界経済急回復シナリオ（ケース 1-1-2）

経済低位ケース : 世界経済底ばい継続シナリオ（ケース 1-1-3）

※平成 27(2015)～51(2039) 年度平均の実質経済成長率は、経済中位ケースで 0.8% 程度、経済高位ケースで 1.2% 程度、経済低位ケースで 0.4% 程度と見込まれる。

※なお、名目運用利回りは上記のほか長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定している。また、平成 20(2008) 年度については平成 20(2008) 年 12 月末における株価等の状況を織り込んでいる。

(4) その他の前提

- ・上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提（障害年金の発生率等）が用いられている。これらの諸前提是、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。
- ・基礎年金の2分の1を国庫で負担することとしている。

3 厚生年金の財政見通し

厚生年金の財政見通し（平成21年財政検証）

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金					
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21 (2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4
22 (2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1
23 (2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7
24 (2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3
25 (2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.4	15.0	-0.1	140.8	138.3
26 (2014)	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4
27 (2015)	17.828	44.8	31.7	4.1	8.7	42.6	16.3	2.1	144.2	132.5
32 (2020)	18.30	53.3	36.9	6.8	9.4	45.7	18.1	7.6	172.5	140.6
37 (2025)	18.30	59.5	40.8	8.6	9.9	48.6	19.2	10.9	219.9	158.5
42 (2030)	18.30	66.1	44.5	11.1	10.4	52.3	20.5	13.8	284.2	181.0
52 (2040)	18.30	78.5	49.1	16.5	12.8	67.3	25.5	11.2	417.1	207.5
62 (2050)	18.30	90.4	54.1	20.2	16.0	82.9	31.9	7.5	507.7	197.3
72 (2060)	18.30	101.2	59.8	22.5	18.8	97.6	37.6	3.6	562.5	170.8
82 (2070)	18.30	109.6	65.2	22.6	21.7	112.8	43.4	-3.3	561.3	133.1
92 (2080)	18.30	116.7	72.4	20.3	23.9	124.2	47.8	-7.5	502.5	93.1
102 (2090)	18.30	123.9	81.2	16.6	26.1	135.6	52.3	-11.7	406.4	58.8
112 (2100)	18.30	129.9	90.7	10.3	28.9	149.8	57.8	-19.9	247.2	28.0
117 (2105)	18.30	132.4	96.2	5.8	30.4	157.5	60.8	-25.1	132.4	13.2
										1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注4)「出生率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における合計特殊出生率を1.26としている。

(注5)「死亡率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における平均寿命を、男子は83.67年、女子は90.34年としている。

(備考)

前提： 基本ケース 出生：中位ケース 死亡：中位ケース 経済：中位ケース	長期の経済前提 物価上昇率 1.0% 賃金上昇率 2.5% 運用利回り 4.1%	マクロ経済スライド 調整開始年度 平成 24 年 (2012) 年度 調整終了年度 平成 50 年 (2038) 年度	最終的な所得代替率 50.1% (平成 50 年 (2038) 年度以降)
---	---	---	---

4 国民年金の財政見通し

國民年金の財政見通し(平成21年財政検証)

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料月額 (注1)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠出金					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0 2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1 2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3 2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.5 2.1
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3 2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.1	10.7	10.2 2.0
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0 2.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6 2.0
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7 2.4
42(2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.8	7.1	6.9	0.9	20.6	13.1 2.8
52(2040)	16,900	9.5	3.6	1.2	4.7	8.7	8.5	0.8	29.9	14.9 3.4
62(2050)	16,900	11.5	4.0	1.5	6.0	10.9	10.8	0.5	36.6	14.2 3.3
72(2060)	16,900	13.3	4.4	1.6	7.2	13.0	12.9	0.3	40.6	12.3 3.1
82(2070)	16,900	14.7	4.8	1.6	8.2	14.8	14.7	-0.2	40.8	9.7 2.8
92(2080)	16,900	16.0	5.4	1.5	9.1	16.4	16.2	-0.4	37.8	7.0 2.3
102(2090)	16,900	17.3	6.1	1.3	9.9	17.9	17.8	-0.6	33.0	4.8 1.9
112(2100)	16,900	18.7	6.7	1.0	10.9	19.7	19.6	-1.0	25.1	2.8 1.3
117(2105)	16,900	19.5	7.2	0.8	11.5	20.7	20.6	-1.2	19.5	1.9 1.0

(注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(注4)「出生率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における合計特殊出生率を1.26としている。

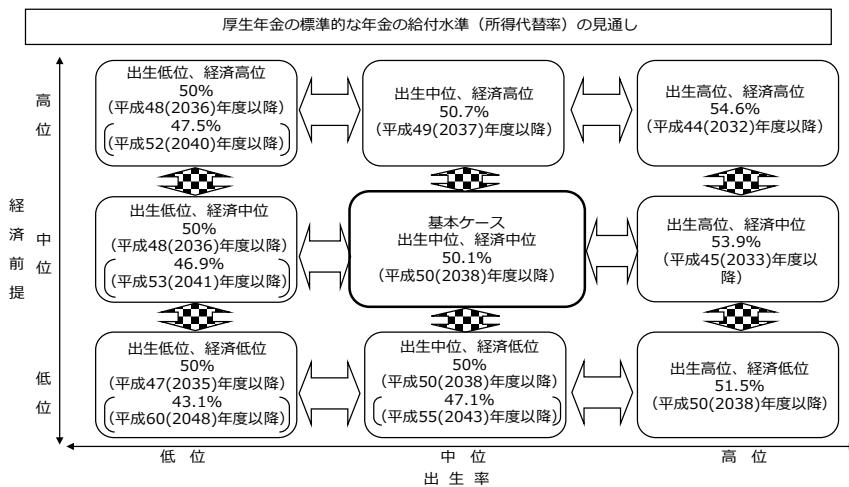
(注5)「死亡率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における平均寿命を、男子は83.67年、女子は90.34年としている。

(備考)

前提 : 基本ケース	長期の経済前提	マクロ経済スライド
出生 : 中位ケース	物価上昇率 1.0%	調整開始年度
死亡 : 中位ケース	賃金上昇率 2.5%	平成24年(2012)年度
経済 : 中位ケース	運用利回り 4.1%	調整終了年度 平成50年(2038)年度

5 納付水準の将来見通し

給付水準の将来見通し（平成21年財政検証結果）



(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。() 内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3% (平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9% (平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合) の見通しである。

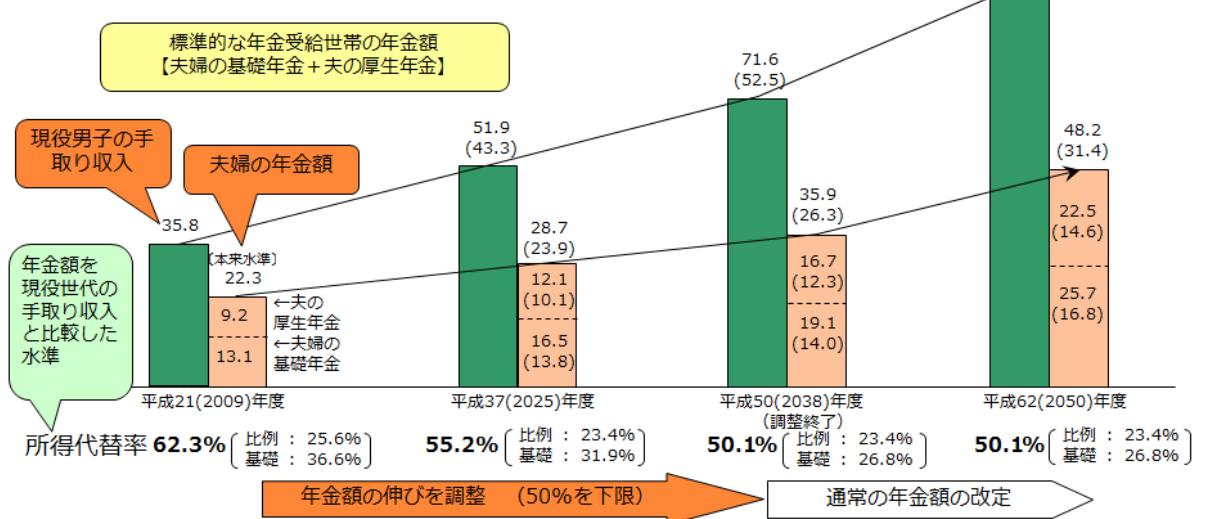
(注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

6 年金額及び所得代替率の見通し（標準世帯）

基本ケース（出生中位、経済中位）の場合の試算結果

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み（年金を受給し始めた時の年金額）

- マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。



(注1) 基本ケース（人口は出生中位（死亡中位）、経済中位）の場合。

(注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24（2012）年度に開始する見込み。

(注3) 次の財政検証の時期（平成26（2014）年度）における所得代替率は6.0. 1%の見通しであり、この時点で5.0%を下回る見込みとはなっていない。

(注4) 賃料比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度（平成50(2038)年度）よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。

(注5) 図中の数値は各時点における名目額。() 内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。

(注6) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円（スライド特例によりかさ上げ）。

(注7) 年金をもらい始めた年以後の年金額（名目額）は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃料上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

日本年金機構

1 日本年金機構の設立（社会保険庁改革等の経緯）

旧社会保険庁では、平成 16（2004）年 11 月 26 日の「緊急対応プログラム」、平成 17（2005）年 9 月 27 日の「業務改革プログラム」の策定・実施等を通じて、業務処理方法の見直しとこれを支える組織作りを車の両輪として進めてきましたが、社会保険事業の安定的な運営を図るためにには、対症療法的な改善に止まらず、国民の不信を招いた構造問題を一掃するための改革が不可欠となっていました。

平成 16 年 8 月に設けられた内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」及び平成 17 年 7 月に設けられた厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」で取りまとめた方針等に沿って、旧社会保険庁の解体的出直しを内容とする社会保険庁改革二法案が平成 18（2006）年に国会に提出されましたが、法案審議の時期に、各地の旧社

会保険事務所において国民年金保険料免除等の不適正事務処理が行われていた問題が明らかになり、再び国民の大きな不信感を招く事態となる中、同法案は審議未了廃案となりました。

その後、規律の回復と事業の効率化を更に徹底すべきとの国民の声を受け止めて改めて検討した結果、新たに非公務員型の公法人として「日本年金機構」を設立することとしました。これらを内容とする社会保険庁改革関連法案（「日本年金機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」）が平成 19（2007）年 3 月に第 166 回通常国会に提出され、平成 19 年 6 月に可決・成立しました。上記法案の成立を受け、平成 22（2010）年 1 月 1 日、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立されました。

2 日本年金機構の中期目標及び中期計画

日本年金機構の業務運営については、毎年度の運営とともに中期的な目標に基づく運営の視点が重要であることから、日本年金機構法に基づき、2010（平成22）年1月に、厚生労働大臣が「日本年金機構中期目標」（期間：2010（平成22）年1月1日から2014（平成26）年3月31日までの4年3か月）を定め、中期目標に基づき日本年金機構が作成した「日本年金

機構中期計画」を認可している。中期計画においては、①年金記録問題への対応に関する事項、②提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の効率化に関する事項、④業務運営に関する公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項等を定めており、公的年金の事業運営を計画的に行ってています。

日本年金機構中期計画(概要)

I 計画期間

中期計画:平成22年1月1日～平成26年3月31日

II 年金記録問題への対応に関する事項

- 中期目標に定められた各般の取組を計画的に進める。

III 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

○ 厚生年金保険等の適用の促進

- ・ 年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、効率的な推進に努める。
- ・ 重点的加入指導(職員による個別訪問及び年金事務所への呼び出し)など適用促進に関する各種取り組みについては、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険庁における平成18年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。

○ 国民年金納付率の向上

- ・ 每事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所毎に策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。
- ・ 国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。
- ・ 現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間のできるだけ早い時期に、平成21年度の実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。

○ 厚生年金保険等の徴収対策の推進

- ・ 年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的な推進に努める。

○ 給付事務

- ・ 請求書受付から年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を設定。
- ・ 中期目標期間中、毎年度の達成率について、前年度と同等以上の水準を確保するとともに、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを目指す。
<サービススタンダード>
①老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)、②障害基礎年金:3か月以内、③障害厚生年金:3か月半以内

○ 年金相談の充実

- ・ 来所相談の待ち時間を、通常期で30分、混雑期で1時間を超えないよう、短縮に努める。
- ・ ねんきんダイヤル応答率について、毎年度の応答率について、前年度の応答率と同等以上の水準を確保し、最終年度においては、当該応答率を70%以上とすることを目指す。

○ お客様の声を反映させる取組

- ・ 「お客様へのお約束10か条」を策定し、その実現に努める。
- ・ 年金事務所におけるお客様モニター会議の開催、「ご意見箱」の設置等お客様の声を収集し、サービス改善につなげる仕組みを導入する。
- ・ お客様の声の内容を蓄積し、分析を行うためのデータベースを構築する(平成23年度中の導入・稼働を目指す)。
- ・ 「お客様へのお約束10か条」の取組状況等を客観的に評価するための覆面調査を実施し、お客様に対するサービス向上を図る。
- ・ 年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、分かりやすく情報提供を行う。

○ 電子申請の推進

- ・ 平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指し、電子申請の利用を促進する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

○ 運営経費の抑制等

- ・ 機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。ただし、国家プロジェクトの期間中、年金記録問題の解決に必要な人員については、別途確保する。
- ・ 人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。
- ・ 一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)については平成22年度比で12%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成22年度比で4%程度に相当する額の削減を目指す。

○ 外部委託の推進

- ・ 委託業者とのサービス品質に関する合意の締結等により、委託業務の品質の維持・向上を図る。

○ 社会保険オンラインシステムの見直し

- ・ 新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、オンラインシステムの見直しに取り組む。

○ 契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減

- ・ 調達コストについて、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額(機構設立時に契約を締結するものを除く。)の合計額の10%以上を削減することを目指す。
- ・ 契約について、競争入札(総合評価方式を含む。)によることを徹底し、契約予定価格が少額のものを除く契約について、競争入札の件数が占める割合が80%以上の水準を確保することを目指す。

V 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

○ 内部統制システムの構築

- ・ 業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。
- ・ 文書管理規程を策定し、文書の原本管理・保管を徹底する。特にお客様からの申請書類等で重要な文書として指定したものは永年保存とするなど、適正に管理・保管する。

○ 情報公開の推進

- ・ 每事業年度の年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表等を行い、日本年金機構の業務運営等に関する情報等を分かりやすい形で、積極的にお客様に発信する。
- ・ 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供を行う。
- ・ 不適正事案や事務処理誤りなどの報告の仕組みを整備するとともに、必要に応じて調査し、迅速に情報公開を行う等、適切に対処する。

○ 人事及び人材の育成

- ・ すべての正規職員について、全国異動により管理業務と現場業務の経験を通じて幹部育成を行うことを基本とするキャリアパターンを確立する。
- ・ 年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系等を確立する。
- ・ 職員の意欲向上、意識改革を図り、業務効率化等に資する人事評価制度を導入する。
- ・ 職員の専門性を高めるための体系的な研修を実施するとともに、社内資格制度を設ける。

○ 個人情報の保護

- ・ 年金事業に対する信頼回復を図るため、個人情報の保護・管理に万全を期する。

3 日本年金機構におけるお客様サービスの基本方針

日本年金機構においては、その発足に伴いお客様の立場に立ったサービスを提供するため、「年金について分かりやすく丁寧にご説明する」、「来所相談や電話でのお問い合わせには迅速にお答えする」、「お待たせ時間の短縮に努める」、「お客様のご意見・ご要望を積極的にサービス改善につなげる」、「迅速な対

応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けする」、「お誕生月の『ねんきん定期便』の送付を始め、年金情報提供サービスを充実する」、「お客様の情報をしっかりと管理する」など、お客様サービスの基本方針として『お客様へのお約束 10か条』を掲げ、職員全員がその実現に努めています。



日本年金機構 ～お客様へのお約束10か条～

- ◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです
- ◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します
- ◆そのため私たちが大切にすること
 - お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
 - 正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

【お客様の立場に立って】

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に出ます。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
10. お客様の情報はしっかりと管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

以上のお約束について守られたかどうか、毎年の実績をご報告します。